
松本市公共施設再配置計画（案）
～ 集いの場、交流空間の創出によるまちづくり ～

－ 第4回公共施設マネジメント庁内連絡会議資料 －

平成30年3月23日

松 本 市

目 次

第1章 計画のあらまし	
第1節 計画の背景	
1 人口動向	2
2 財政状況	3
3 将来必要経費と施設総量	
(1) 公共施設に係る投資的経費と将来見通し	4
(2) 将来施設総量	5
第2節 計画の目的と位置付け	
1 計画の目的と策定体制	6
2 計画の位置付けと計画期間	7
第3節 対象施設	8
第2章 公共施設の現状と課題	
第1節 公共施設の状況	
1 整備状況	
(1) 保有・年度別状況	10
(2) 経過年数・耐震化状況	11
2 利用状況	
(1) 文化・コミュニティ施設	12
(2) 観光・交流施設	12
(3) スポーツ施設	13
(4) 医療保健福祉施設	13
(5) 住宅施設	13
(6) 子育て支援施設	14
(7) 学校施設	15
第2節 市民意識	
1 縮減目標と利用状況	
(1) 総合管理計画縮減目標	16
(2) 利用頻度	16
(3) 利用しない理由	16
(4) 施設の充実度	17
2 管理運営のあり方	
(1) 取組内容	18
(2) 削減すべき施設	18
(3) 優先的に維持すべき施設	19
(4) 複合化、集約化すべき施設	19
(5) 小中学校、幼稚園、保育園のあり方	20
(6) 民営化がふさわしい施設	20
第3節 公共施設管理の課題	21

第3章	再配置の基本方針	
第1節	再配置の理念と基本原則	
1	理念	24
2	基本原則	25
第2節	保有施設量と施設誘導	
1	保有施設量	26
2	施設誘導	
(1)	誘導手法	27
(2)	誘導イメージ	27
(3)	誘導モデル（交流空間）	27
第3節	取組方針	
1	複合・集約化の方針	30
2	施設運営・管理の方針	30
3	改修・更新の方針	31
第4章	公共施設再配置計画	
第1節	類型別再配置計画	
1	文化・コミュニティ施設	34
2	観光・交流施設	36
3	スポーツ・公園施設	38
4	行政施設	40
5	医療保健福祉施設	42
6	子育て支援施設	44
7	住宅施設	46
8	学校施設	48
第2節	圏域別再配置計画	
1	圏域概要	50
2	市街地北部	52
3	市街地中部	54
4	市街地南部	56
5	東山山麓北部	58
6	東山山麓南部	60
7	奈良井川左岸北部	62
8	奈良井川左岸南部	64
9	梓川流域	66
第5章	計画の推進	
第1節	マネジメントの実行	
1	個別施設計画の策定	70
2	推進工程（ロードマップ）	71
第2節	体制構築と進行管理	
1	推進体制の構築	72
2	進行管理	73
資料	施設利用・地区の状況	

第 1 章

計画のあらまし

第 1 節 計画の背景

- 1 人口動向
- 2 財政状況
- 3 将来必要経費と施設総量
 - (1) 公共施設に係る投資的経費と将来見通し
 - (2) 将来施設総量

第 2 節 計画の目的と位置付け

- 1 計画の目的と策定体制
- 2 計画の位置付けと計画期間

第 3 節 対象施設

第1節 計画の背景

1 人口動向

(1) 総人口

総人口は、2015年（平成27年）が239,562人で、2000年（平成12年）以降横ばいで推移してきましたが、2045年には208,216人になると予想され、2015年と比べると30年間で31,346人（13.1%）の減少となります。

(2) 年少人口

年少人口（0～14歳）は、2015年（平成27年）が32,294人で、2000年（平成12年）以降減少傾向であり、2045年には27,215人（総人口の13.1%）になると予想され、2015年と比べると30年間で5,079人（15.7%）の減少となり、少子化が一層進みます。

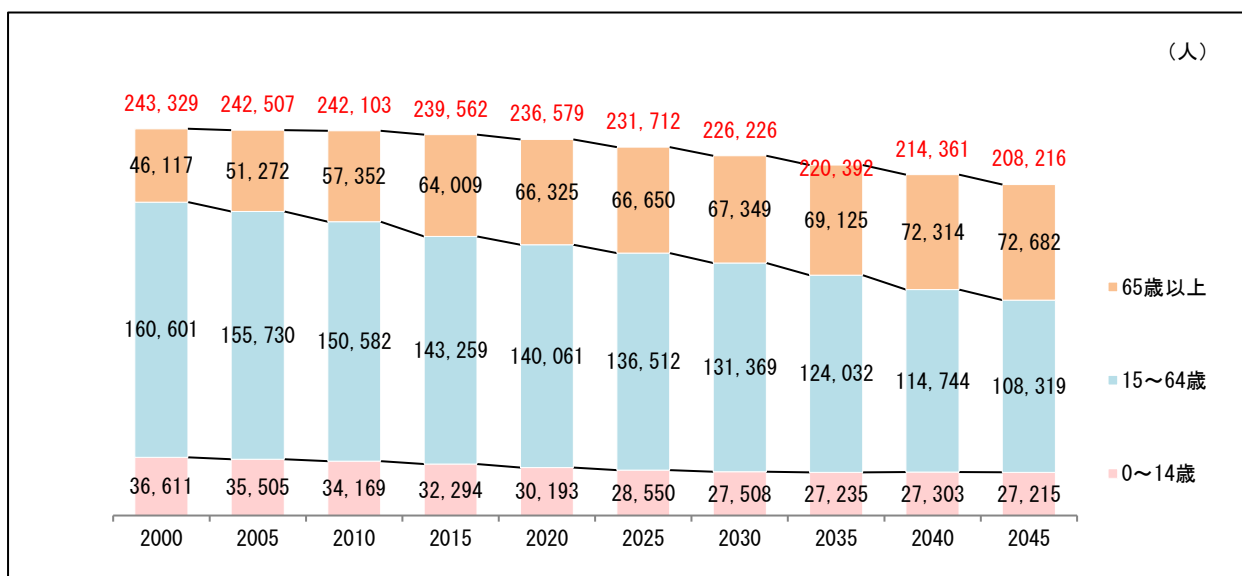
(3) 生産年齢人口

生産年齢人口（15～64歳）は、2015年（平成27年）が143,259人で、2000年（平成12年）以降減少傾向であり、2045年には108,319人（総人口の52.0%）になると予想され、2015年と比べると30年間で34,940人（24.4%）の減少となります。

(4) 老年人口

老年人口（65歳以上）は、2015年（平成27年）が64,009人で、2000年（平成12年）以降増加傾向であり、2045年には72,682人（総人口の34.9%）になると予想され、2015年と比べると30年間で8,673人（13.5%）の増加となり、高齢化が一層進みます。

人口推移



(出典) H12～27は国勢調査、H32(2020年)以降は「超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計」(H27.10 松本市)

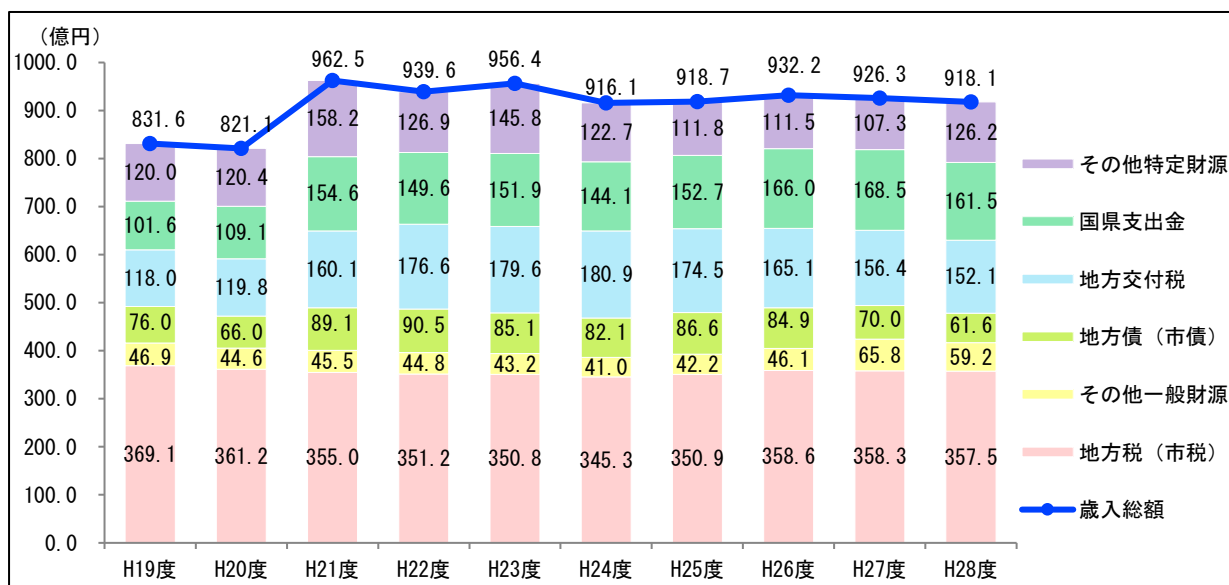
※H12～27の年齢別人口には不詳を含まないため合計は総人口と合わない。

2 財政状況

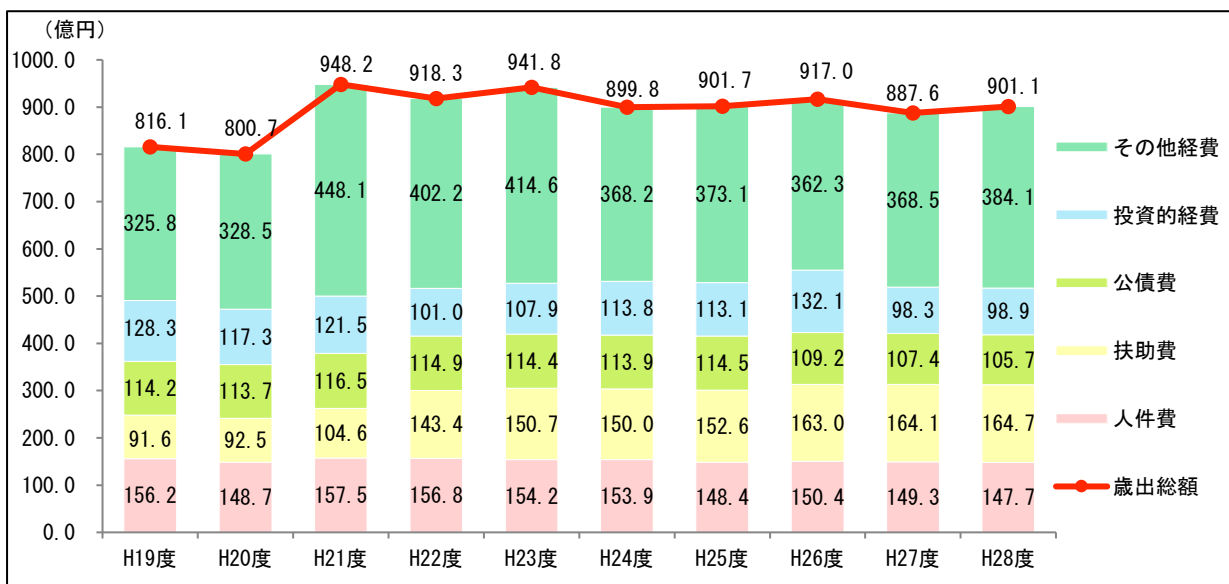
歳入は、過去 10 年間では 831.6～918.1 億円で推移しており、地方税は、平成 21 年度以降概ね 350 億円台で推移しています。

歳出は、過去 10 年間では 816.1～901.1 億円で推移しており、人件費は緩やかな減少傾向、扶助費（※1）は増加傾向にあり、投資的経費（※2）は概ね 100～120 億円で推移しています。

歳入の推移



歳出の推移



※1 扶助費：社会保障制度の一環として生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行う支援に要する経費。

※2 投資的経費：公共施設、道路の建設や用地購入など社会資本の形成に資する経費。

3 将来必要経費と施設総量

(1) 公共施設に係る投資的経費と将来見通し

「松本市公共施設等総合管理計画」では、2045年度までの30年間で公共施設（建築物）にかかる年間の必要経費は、改修・更新費用71.7億円と維持保全費用31億円を合わせた102.7億円の見込みであり、28.5億円が不足するとしています。

公共施設等につけられる費用と年間不足額

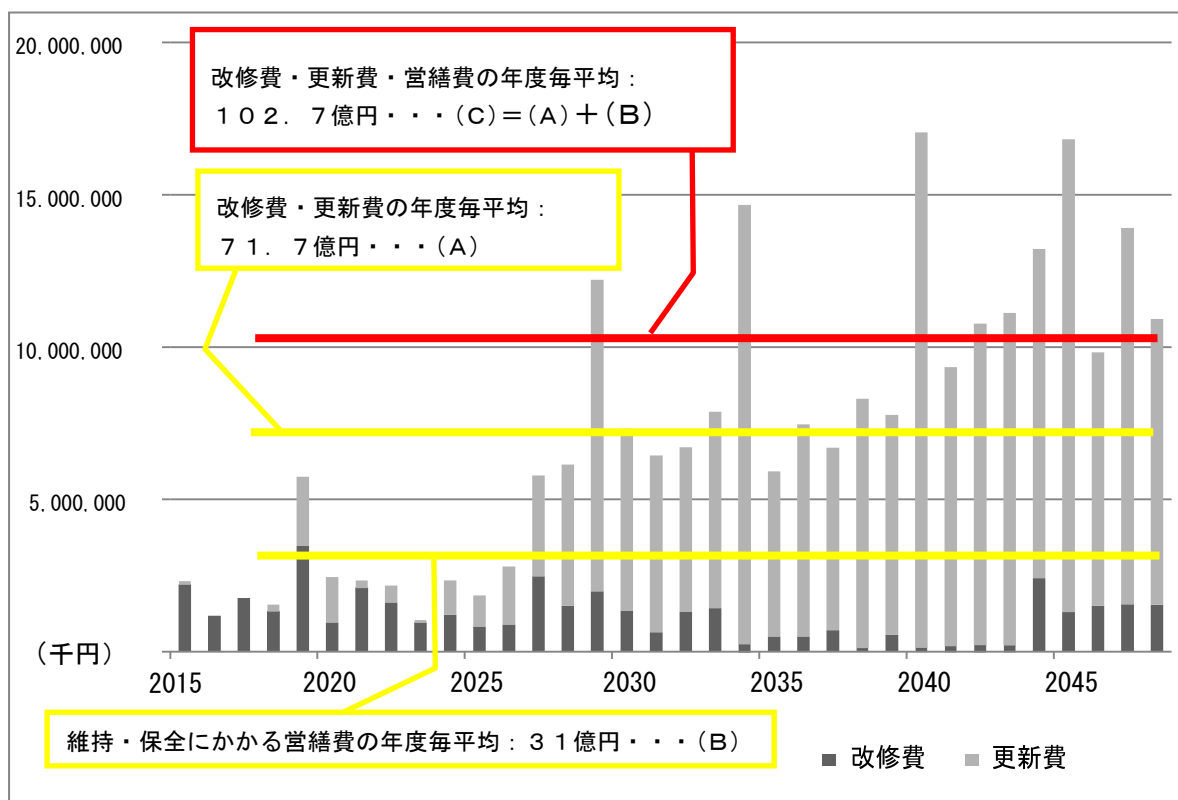
項目	金額
毎年度 公共施設等につけられる普通建設事業費 (2015年度から2019年度の財政見通し額の平均値)	A 110 億円
インフラ資産・公共施設（建築物）に必要となる費用（年額）	B 138.5 億円
インフラ資産の健全な状態を保持するための費用（インフラ費用）	35.8 億円
公共施設（建築物）全てを更新した場合にかかる費用（更新費用）	71.7 億円
公共施設（建築物）の維持・保全にかかる費用（維持保全費用）	31 億円
年間不足額（A－B）	△28.5 億円

目標値：2045年度までの30年間に公共施設等につけられる費用を年間28.5億円削減。

公共施設等に 必要な 費用	138.5 億円	
	インフラ資産 35.8 億円	公共施設（建築物）102.7 億円 (更新費用71.7億円+維持保全費用31億円)

↓

かけられる 費用	110 億円		不足額△28.5 億円 ◆長寿命化 △7.4 億円 (更新費用 △7.4 億円) ◆総量見直し △21.1 億円 更新費用 △14.9 億円 維持保全費用△6.2 億円
	インフラ資産 35.8 億円	公共施設（建築物） 74.2 億円 (更新費用 49.4 億円+ 維持保全費用24.8 億円)	



(2) 将来施設総量

「松本市公共施設等総合管理計画」では、人口減少に伴い、施設利用者も減少すると見込まれることや、1人当たり建物延べ床面積が増加し、負担も増える見込まれることから、以下のような施設総量の削減を掲げています。

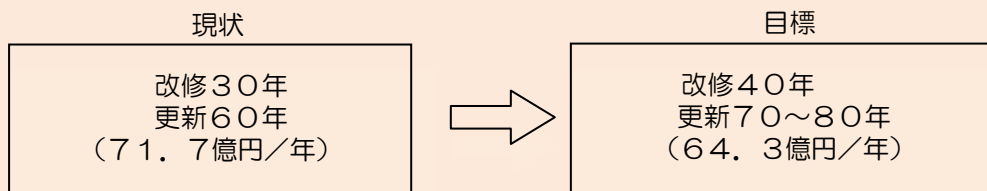
なお、施設総量を20%削減するに当たり、2029年度頃から、改修・更新費用が急増する見込みであることから、将来の負担を軽減するため、2025年度までの最初の10年間で、施設総量を10%削減し、その後の20年間で10%削減としています。

(施設総量) 113万㎡ → 90万㎡ (Δ23万㎡・Δ20%)
 (更新費用+維持保全費用) 102.7億円/年 → 81.6億円/年 (Δ21.1億円/年)

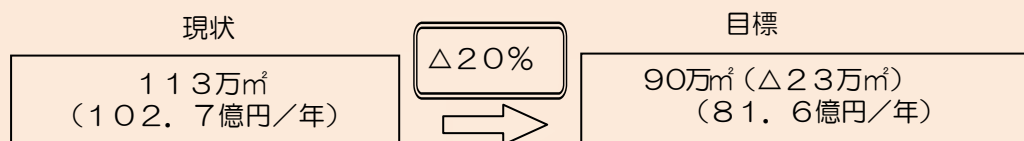
目標 ~持続可能な行財政運営と、最適な施設配置の実現に向けて~

2045年度までに、公共施設等にかかる費用を28.5億円削減するため、公共施設(建築物)の長寿命化を行うとともに施設総量を20%以上削減します。

★長寿命化によるコスト削減 (Δ7.4億円) ★



★公共施設(建築物)総量の見直しによるコスト削減 (Δ21.1億円) ★



【公共施設(建築物)総量の見直し期間】

2025年度までの最初の10年間で10%削減

2045年度までのその後の20年間で10%削減



総量(延床面積) Δ20%

第2節 計画の目的と位置付け

1 計画の目的と策定体制

(1) 計画の目的

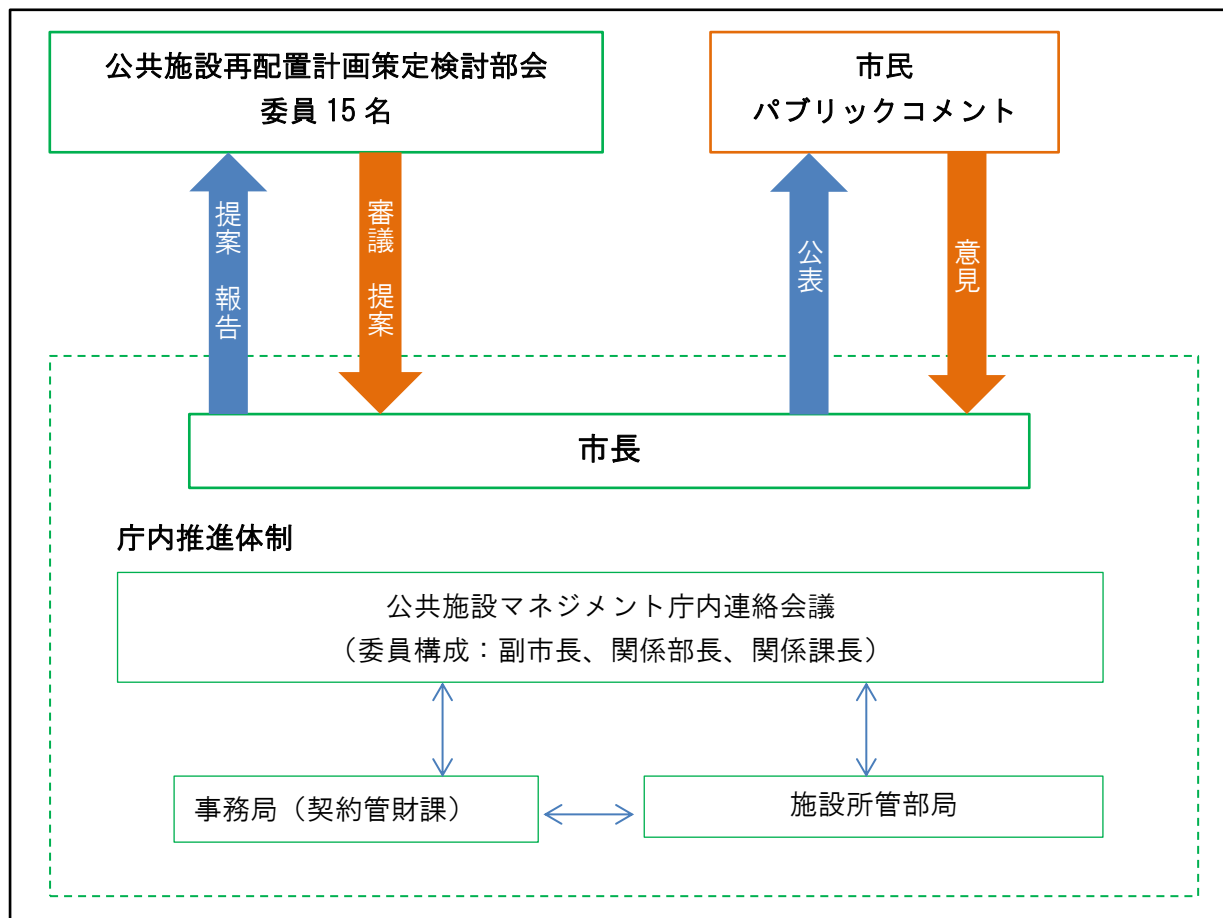
本市の保有する公共建築物や道路、下水道などのインフラ施設は、全国の多くの自治体と同様、高度経済成長期の昭和40年代から50年代の急激な人口増加と都市化に伴う行政需要の増大に応じて集中的に整備されたため、近い将来一斉に更新時期を迎えると思われています。

市民サービスを維持していくには、公共施設等の適切な改修や更新等が不可欠であり、人口減少社会を迎える中、今後厳しさを増すことが予測される財政状況を踏まえると、公共施設を現状規模のまま維持管理することは極めて困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、財政負担の軽減・平準化により、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため策定された「松本市公共施設等総合管理計画」の実現をめざし、本計画は、計画的、長期的な視点を持って、複合・集約化、更新、長寿命化などによる公共施設のより効率的、効果的な維持管理、運営方法や最適な配置方針を示すものです。

(2) 計画の策定体制

本計画策定の体制は、以下に示すとおりです。

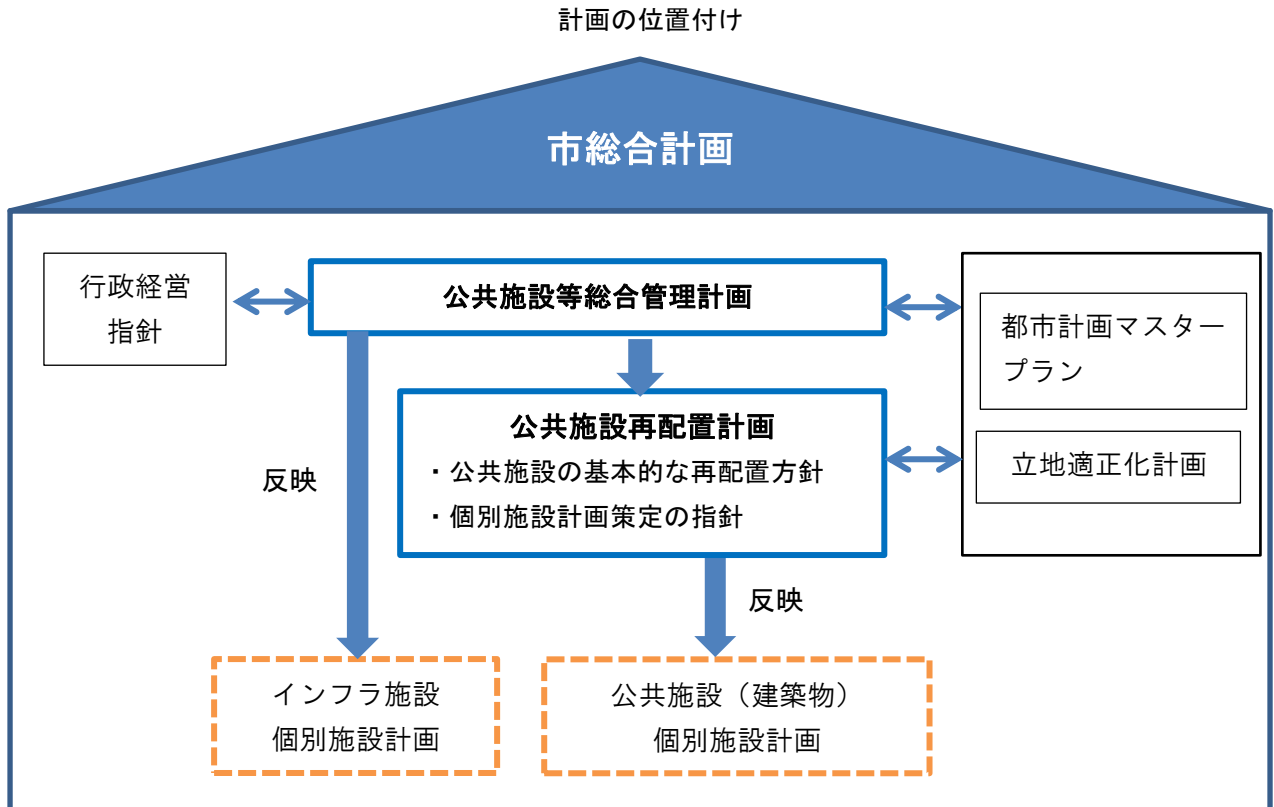


2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「松本市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設の再配置の基本的な方針を示すものであり、各公共施設の「個別施設計画」を策定するための指針として位置付けられます。

今後、本計画に基づき、各個別施設について複合・集約化による具体的な再配置を検討しつつ、維持していく施設については、長寿命化による維持保全を実施していくこととなります。



(2) 計画期間

本計画は、上位計画である「公共施設等総合管理計画」との整合を図り、2018年度(平成30年度)から平成2045年度までを計画期間とし、2025年度までを第1次計画とします。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
松本市公共施設等総合管理計画	策定	計画期 2016年度～2045年度											
松本市公共施設再配置計画			策定	第1次計画								第2次計画	
松本市総合計画		第10次基本計画					第11次基本計画						

第3節 対象施設

計画の対象となる公共施設は、本市が所有する施設で、文化財指定を受けている建物及びインフラ系施設を除いた建築物（50㎡以上）で、698施設あります。

本計画では、公共施設の最適な配置を検討するうえで重要な視点となる施設の用途及び利用の観点から、対象施設を8大類型42小類型に類型化しています。

また、公共施設は、施設の利用の観点からみると、不特定利用施設と特定利用施設に分けられますが、文化・コミュニティ施設、観光・交流施設、スポーツ・公園施設、行政施設の一部は不特定利用施設、医療保健福祉施設、子育て支援施設、住宅施設、学校施設、行政施設の一部は特定利用施設です。

対象施設

大類型	小類型		大類型	小類型	
文化・コミュニティ施設	文化施設	5 施設	医療保健福祉施設	医療施設	9 施設
	博物・資料館	18 施設		保健福祉施設	16 施設
	公民館	36 施設		障害福祉施設	16 施設
	図書館	11 施設		デイサービスセンター	15 施設
	集会施設	12 施設		福祉ひろば	36 施設
観光・交流施設	宿泊施設	9 施設	子育て支援施設	幼稚園・保育園	46 施設
	入浴施設	5 施設		こどもプラザ等	7 施設
	案内所	3 施設		児童クラブ	8 施設
	飲食・販売加工施設	22 施設		児童館・児童センター	27 施設
	体験交流・研修施設	13 施設	住宅施設	市営(公営)住宅	36 施設
	レクリエーション施設	8 施設		特定公共賃貸住宅	6 施設
	交通施設	11 施設		医師住宅	4 施設
スポーツ・公園施設	武道場	2 施設		特定目的住宅等	23 施設
	体育館	25 施設		教職員住宅	34 施設
	屋内運動場	12 施設	学校施設	小学校	29 施設
	屋外運動場	10 施設		中学校	19 施設
	プール	5 施設		給食施設	5 施設
	公園施設	14 施設			
行政施設	庁舎・支所	8 施設	合計		698 施設
	事務所	9 施設			
	流通・生産施設	6 施設			
	車庫・倉庫	12 施設			
	旧施設	18 施設			
	消防施設	39 施設			
	集会所	49 施設			

公共施設の現状と課題

第2章

第1節 公共施設の状況

1 整備状況

- (1) 保有・年度別状況
- (2) 経過年数・耐震化状況

2 利用状況

- (1) 文化・コミュニティ施設
- (2) 観光・交流施設
- (3) スポーツ施設
- (4) 医療保健福祉施設
- (5) 住宅施設
- (6) 子育て支援施設
- (7) 学校施設

第2節 市民意識

1 縮減目標と利用状況

- (1) 総合管理計画縮減目標
- (2) 利用頻度
- (3) 利用しない理由
- (4) 施設の充実度

2 管理運営のあり方

- (1) 取り組み内容
- (2) 削減すべき施設
- (3) 優先的に維持すべき施設
- (4) 複合化、集約化すべき施設
- (5) 小中学校、幼稚園、保育園のあり方
- (6) 民営化がふさわしい施設

第3節 公共施設管理の課題

第1節 公共施設の状況

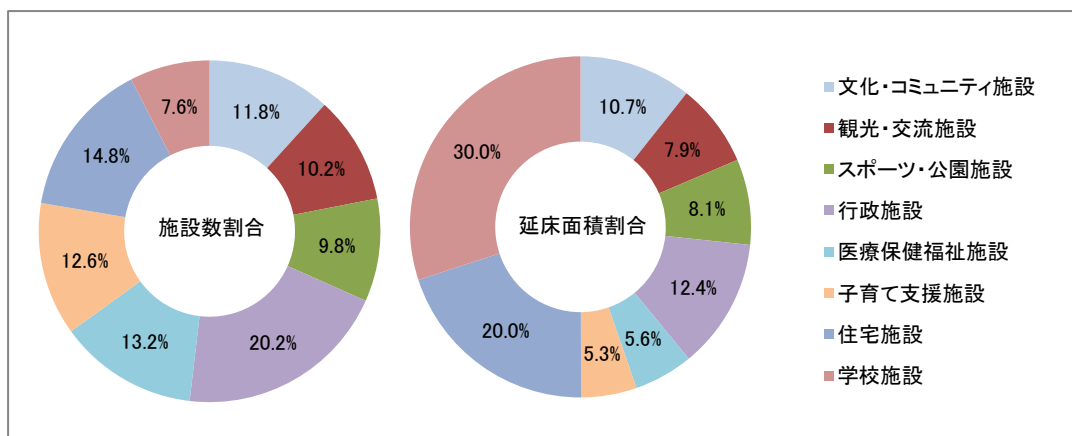
1 整備状況

(1) 保有・年度別状況

ア 保有状況

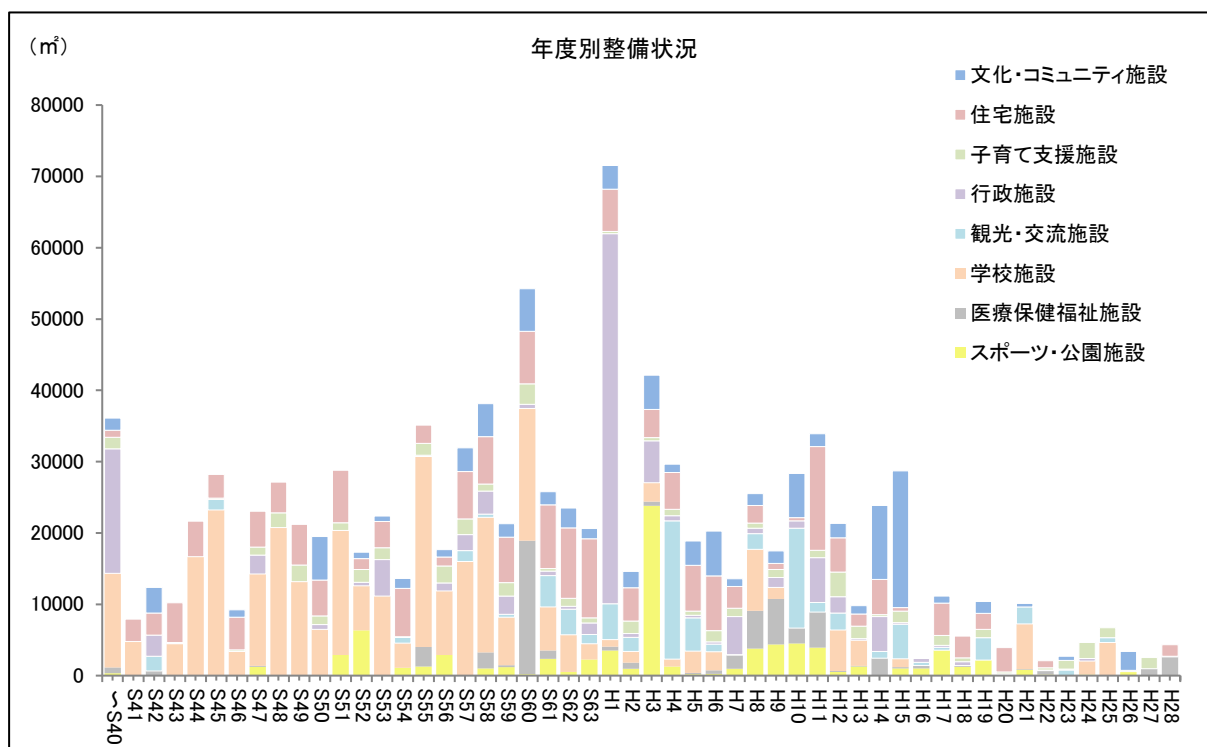
市が保有する施設は 698 施設、1,039,266 ㎡（平成 30 年 3 月 31 日現在）で、類型別の割合をみると、施設数では行政施設が 20.2%で最も多く、次いで住宅施設 14.8%、医療保健福祉施設 13.2%、子育て施設 12.6%の順となっています。

延床面積では、学校施設が 30.0%で最も多く、次いで住宅施設 20.0%、行政施設 12.4%の順となっています。



イ 年度別状況

年度別の状況を見ると、平成元年が最も多く、次いで昭和 60 年、平成 3 年となっており、平成元年が最も多いのは、公設地方卸売市場整備によるものです。

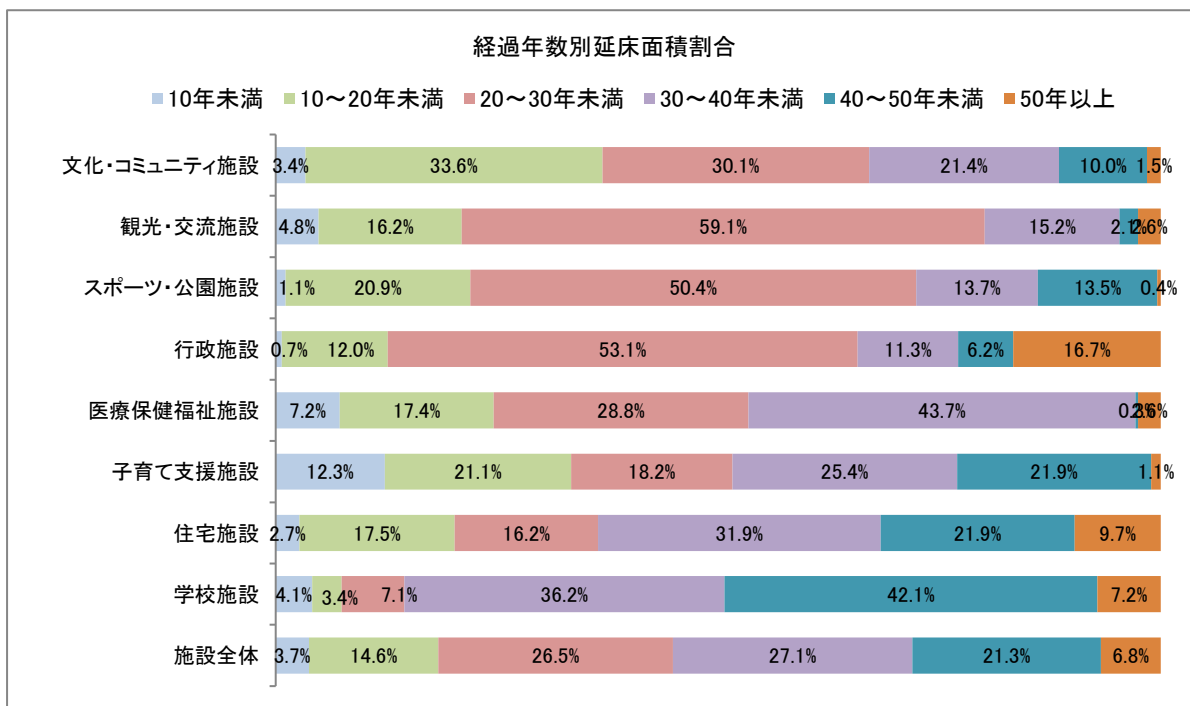


(2) 経過年数・耐震化状況

ア 経過年数状況

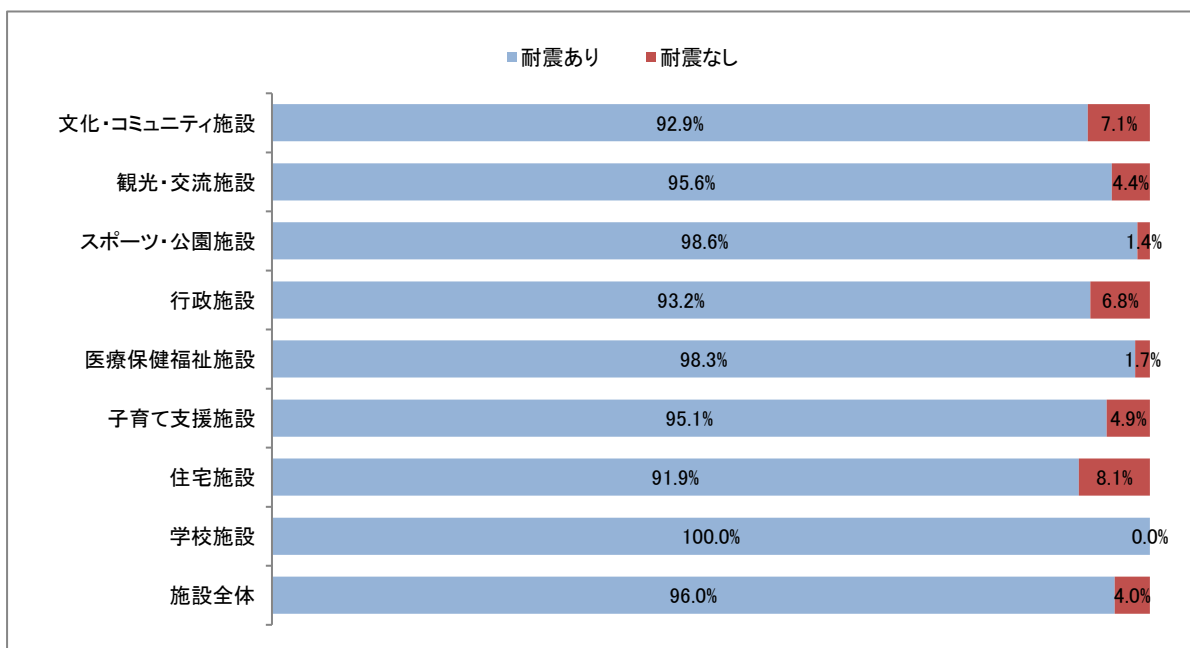
施設全体では 30～40 年未満が 27.1%と最も多く、次いで 20～30 年未満 26.5%、40～50 年未満 21.3%の順となっており、30 年以上経過した施設は 55.2%です。

類型別にみると、学校施設、住宅施設の 30 年以上の経過年数割合が高くなっています。



イ 耐震化状況

施設全体では 96.0%の耐震化率であり、類型別にみると、最も高いのが学校施設で 100.0%、次いでスポーツ・公園施設 98.6%、医療保健福祉施設 98.3%、観光・交流施設 95.6%の順となっています。なお、耐震化率については、倉庫・車庫など職員が常駐しない棟も含めて算定しています。

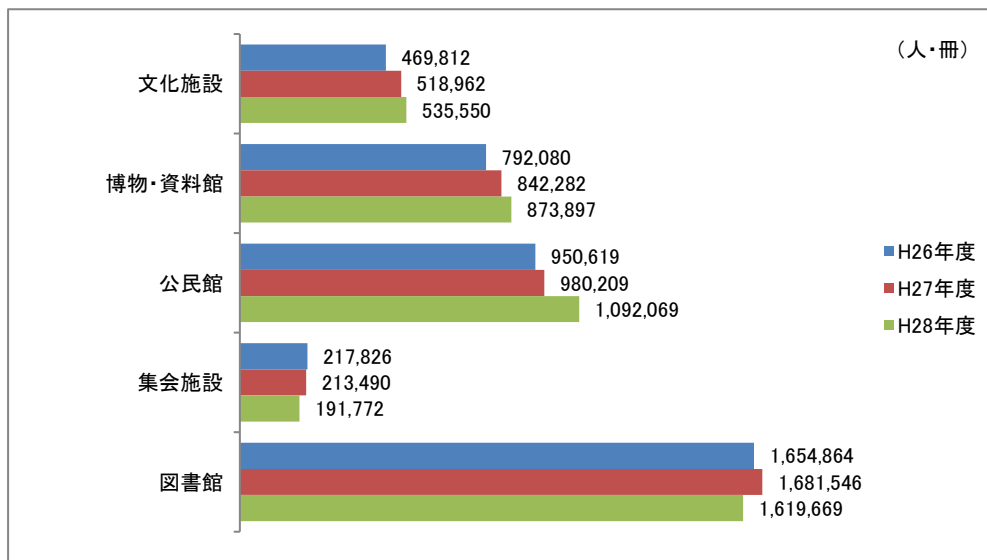


2 利用状況

(1) 文化・コミュニティ施設

利用者数は、施設全体（図書館除く）で平成 28 年度 2,693,288 人となっており、平成 26 年度より 262,951 人増加しています。

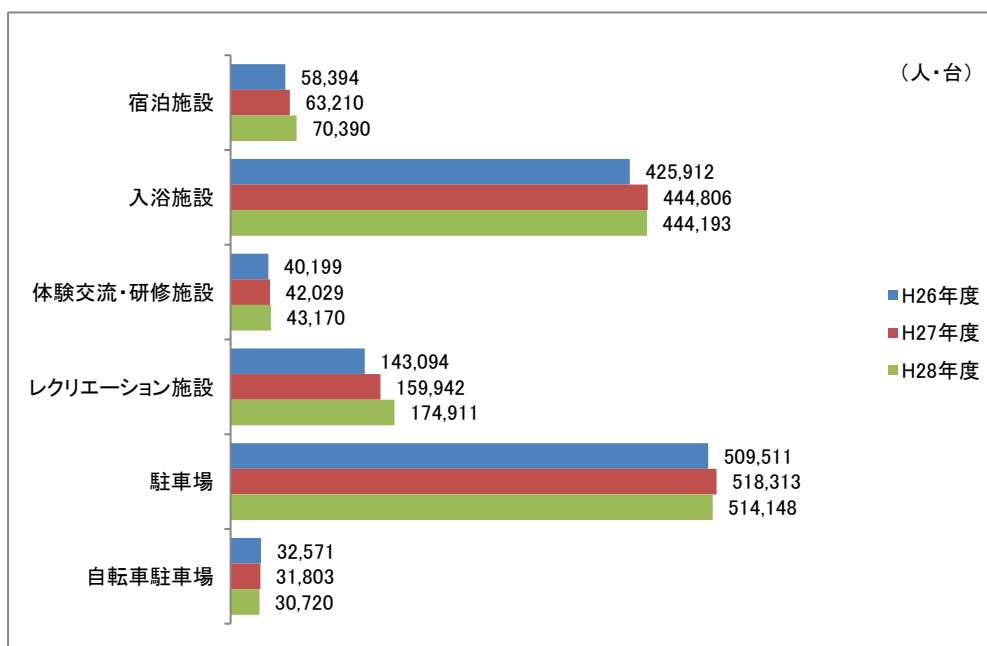
図書館の貸出冊数は、平成 28 年度 1,619,669 冊となっており、平成 26 年度より 35,195 冊減少しています。



(2) 観光・交流施設

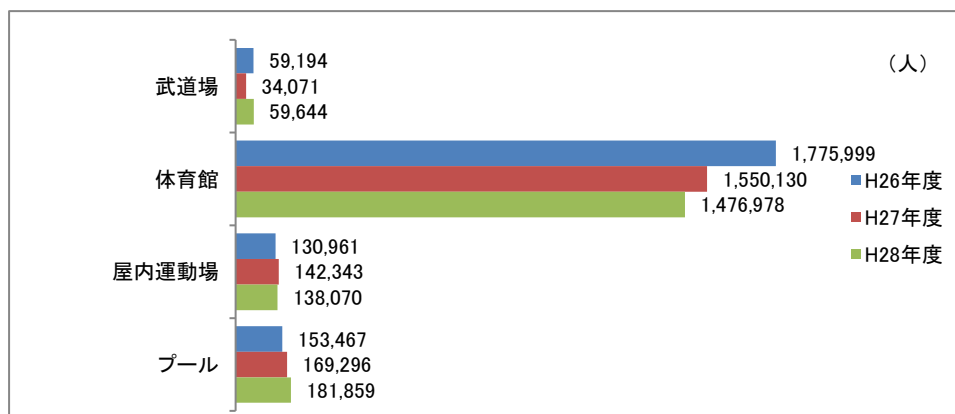
利用者数は、施設全体（駐車場・自転車駐車場除く）で平成 28 年度 732,664 人となっており、平成 26 年度より 65,065 人ほど増加しています。利用者の増加率は、レクリエーション施設が最も高くなっています。

自転車駐車場の利用台数は、平成 28 年度 30,720 台となっており、平成 26 年度より 1,851 台減少していますが、駐車場の利用台数は平成 28 年度 514,148 台で、平成 26 年度より 4,637 台増加しています。



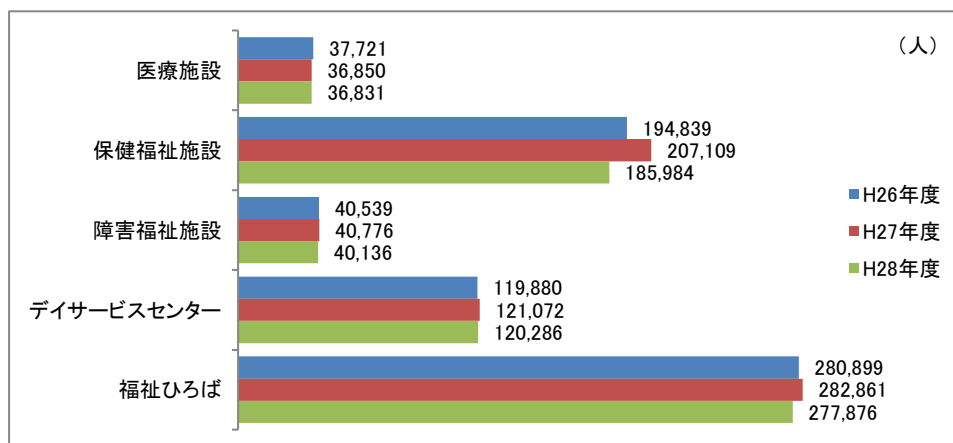
(3) スポーツ施設

利用者数は、施設全体で平成 28 年度 1,856,551 人となっており、平成 26 年度より 263,070 人ほど減少しています。小類型別にみると、体育館のみ利用者数が減少しています。



(4) 医療保健福祉施設

施設全体で平成 28 年度 661,113 人となっており、平成 26 年度より 12,765 人ほど減少しています。小類型別にみると、福祉ひろばの利用者 277,876 人（平成 28 年度）が、最も多くなっています。

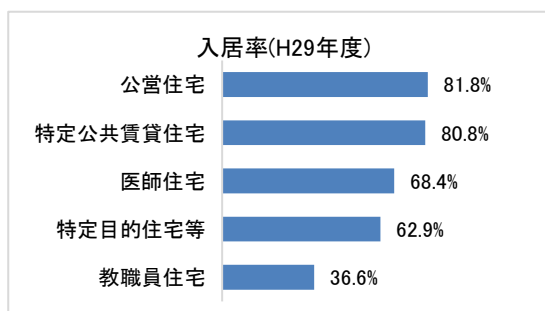
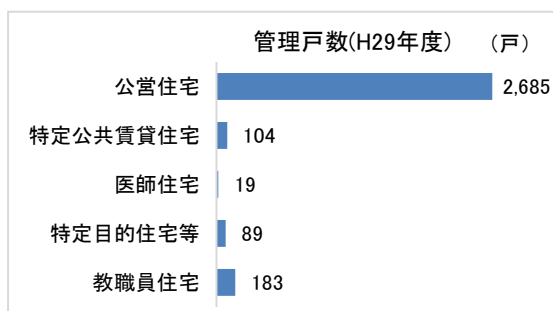


(5) 住宅施設

管理戸数は、施設全体で 3,080 戸（平成 29 年度）あり、最も多いのは公営住宅の 2,685 戸です。

入居率は、施設平均で 66.1%ですが、小類型別にみると公営住宅 81.8%、特定公共賃貸住宅 80.8%が高く、教職員住宅は 36.6%と低い状況です。

(H29 年度)



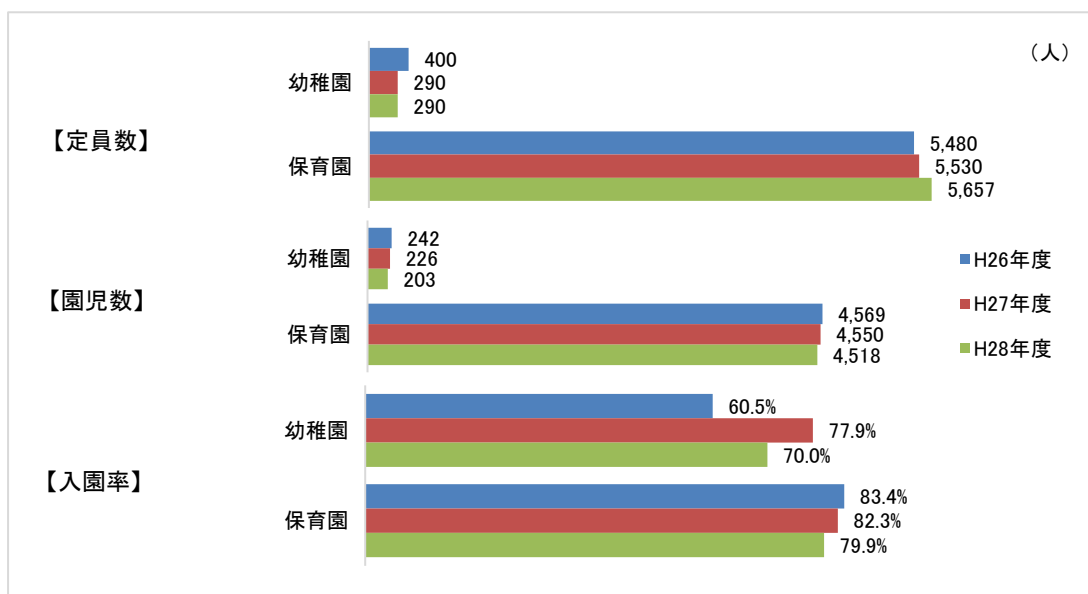
(6) 子育て支援施設

ア 幼稚園・保育園

定員数は、幼稚園・保育園合わせて、平成 28 年度 5,947 人で、幼稚園が 290 人、保育園が 5,657 人となっており、幼稚園は減少、保育園が増加しています。

園児数は、幼稚園・保育園合わせて、平成 28 年度 4,721 人で、幼稚園が 203 人、保育園が 4,518 人となっており、いずれも減少しています。

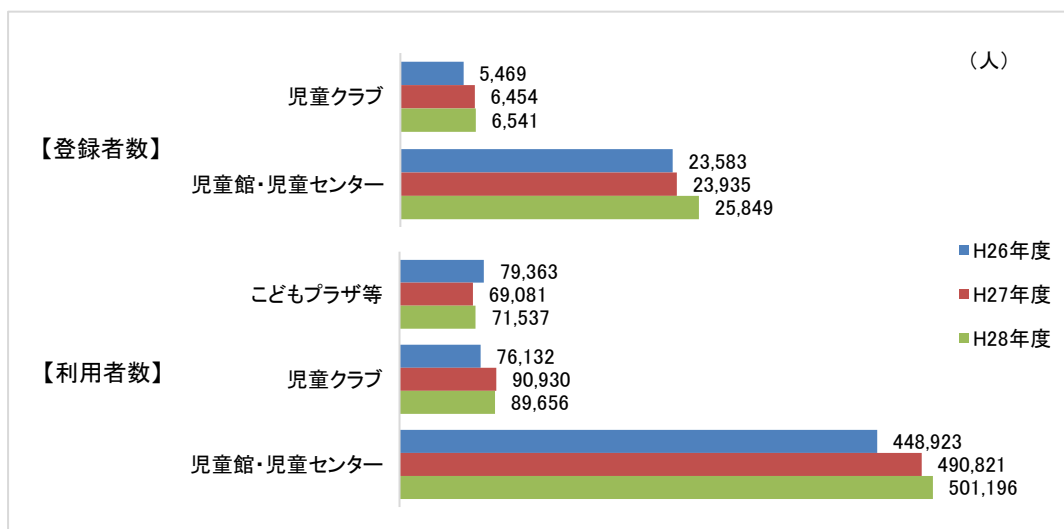
入園率は、幼稚園が 70.0%、保育園が 79.9%となっており、保育園は減少しています。



イ 児童館・児童センター等

登録者数は、児童クラブ、児童館・児童センター合わせて、平成 28 年度 32,390 人で、児童クラブが 6,541 人、児童館・児童センターが 25,849 人となっており、いずれも増加しています。

利用者数は、施設全体で平成 28 年度 662,389 人となっており、平成 26 年度より 57,971 人ほど増加しています。小類型別にみると、児童館・児童センターの利用者 501,196 人（平成 28 年度）が最も多くなっています。



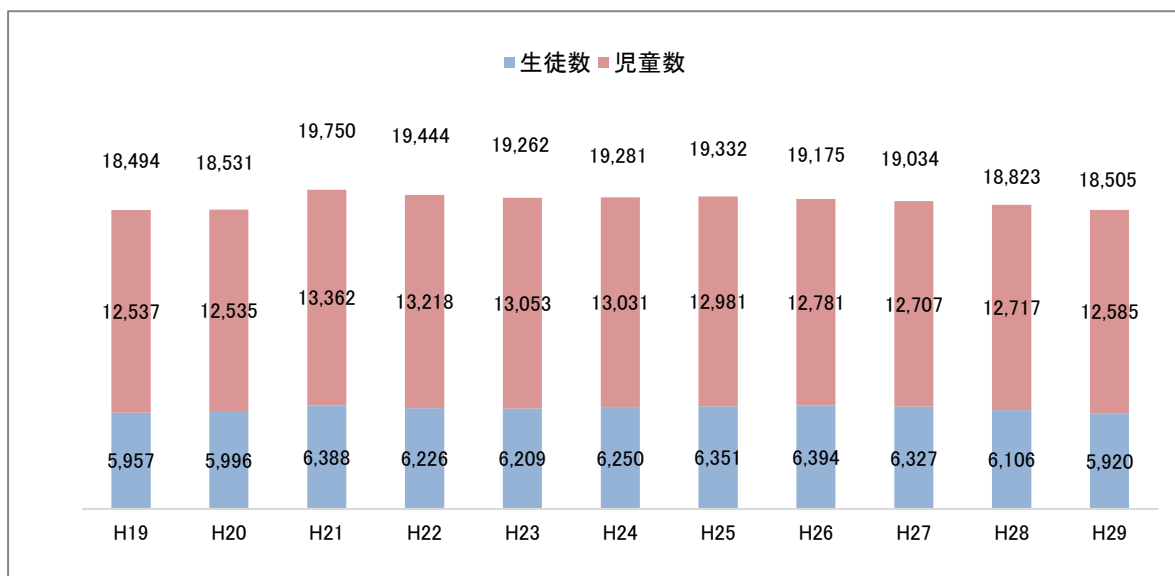
(7) 学校施設

ア 児童・生徒数

児童・生徒数全体では、平成 21 年 19,750 人をピークにゆるやかな減少に転じ、平成 29 年で 18,505 人、平成 21 年と比較すると 8 年間で 1,245 人減少しています。

児童数は、平成 21 年 13,362 人をピークに減少し、平成 29 年で 12,585 人、平成 21 年と比較すると 8 年間で 777 人減少しています。

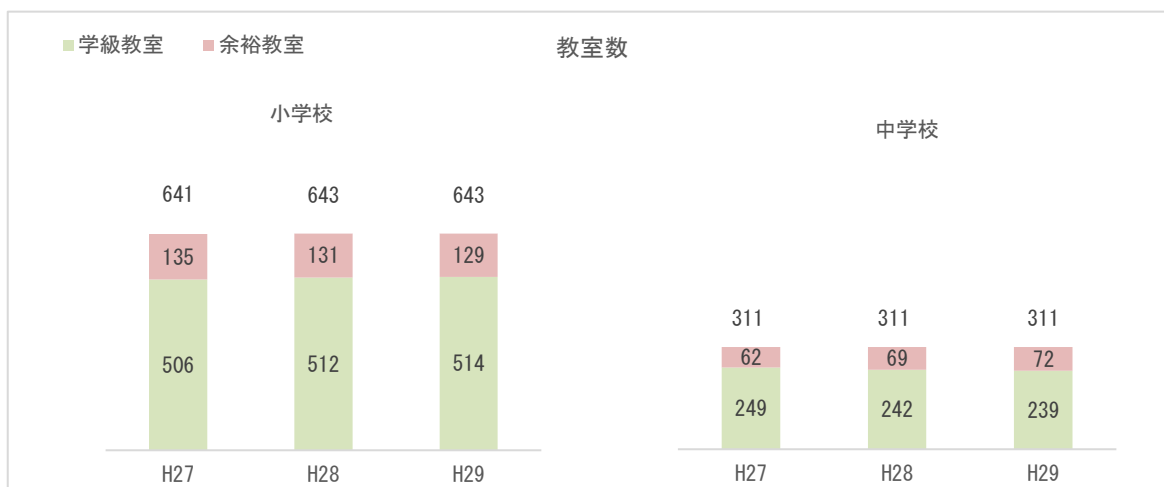
生徒数は、平成 26 年の 6,394 人をピークに減少し、平成 29 年で 5,920 人、平成 26 年と比較すると 3 年間で 474 人減少しています。



イ 教室数

平成 27～29 年で、小学校では、学級教室が 8 室増加し、余裕教室は 6 室減少、中学校では、学級教室が 10 室減少し、余裕教室は 10 室増加となっています。

全教室に対する余裕教室の割合（平成 29 年）は、小学校 20.1%、中学校 23.2%です。



※学級教室 = 学級数 余裕教室 = 学級以外の用途で使用している教室

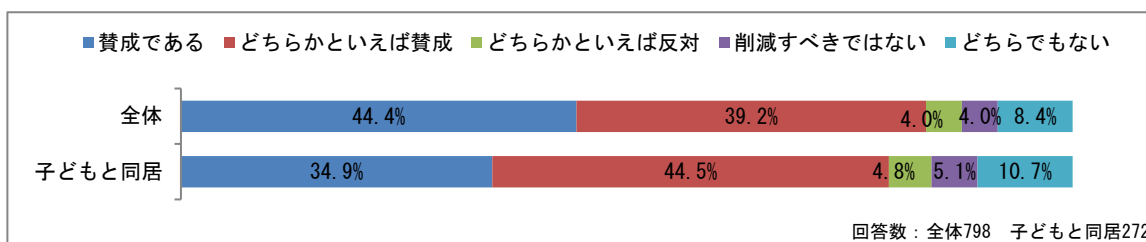
第2節 市民意識

施設の利用状況や今後のあり方に関する市民の意識を把握するため、市民3,000人（無作為抽出）を対象に実施（平成29年8月）した調査結果（回収率27.5%）は、以下のとおりです。

1 縮減目標と利用状況

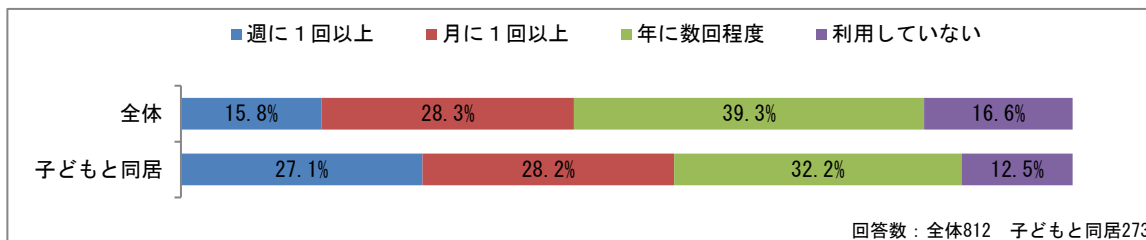
（1）総合管理計画縮減目標

2045年度までに公共施設（建築物）総量20%削減を目標としていることに対して、「賛成である」（全体44.4%、子どもと同居34.9%）、「どちらかといえば賛成」（全世帯39.2%、子どもと同居44.5%）となっており、約8割が縮減に対して理解を示しています。



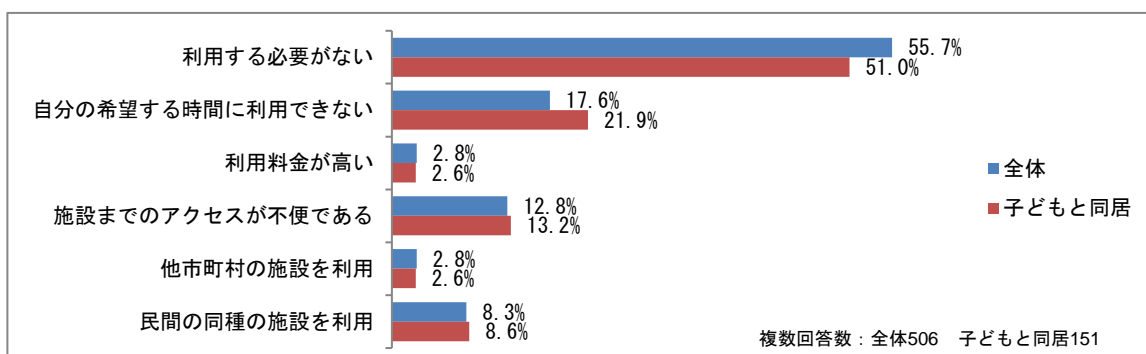
（2）利用頻度

過去1年間に公共施設を利用した頻度は、「年に数回程度」（全体39.3%、子どもと同居32.2%）が最も多く、次いで「月に1回以上」（全体28.3%、子どもと同居28.2%）の順ですが、「利用していない」が全体16.6%、子どもと同居12.5%となっています。



（3）利用しない理由

利用頻度が「年に数回程度」「利用していない」の回答者が施設を利用しない理由として、「利用する必要がない」（全体55.7%、子どもと同居51.0%）が最も多く、次いで「自分の希望する時間に利用できない」（全体17.6%、子どもと同居21.9%）、「施設までのアクセスが不便である」（全体12.8%、子どもと同居13.2%）となっています。

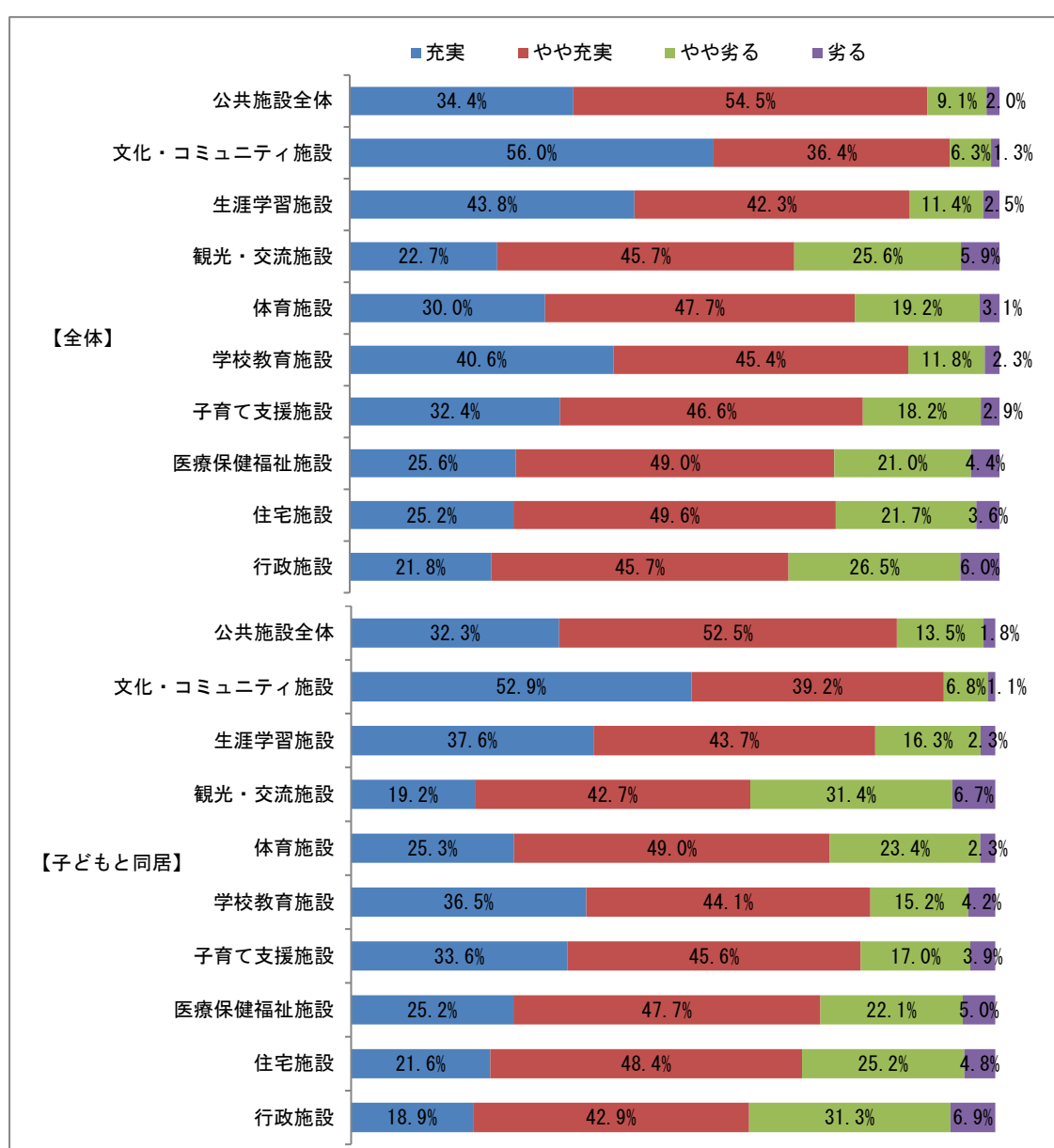


(4) 施設の充実度

公共施設全体では、「充実」(全体 34.4%、子どもと同居 32.3%)、「やや充実」(全体 54.5%、子どもと同居 52.5%) と 8 割以上が充実していると回答しています。

施設のうち、「充実」していると回答した割合が最も高いのは、「文化・コミュニティ施設」(全体 56.0%、子どもと同居 52.9%) であり、次いで「生涯学習施設」(全体 43.8%、子どもと同居 37.6%)、「学校教育施設」(全体 40.6%、子どもと同居 36.5%) の順となっています。

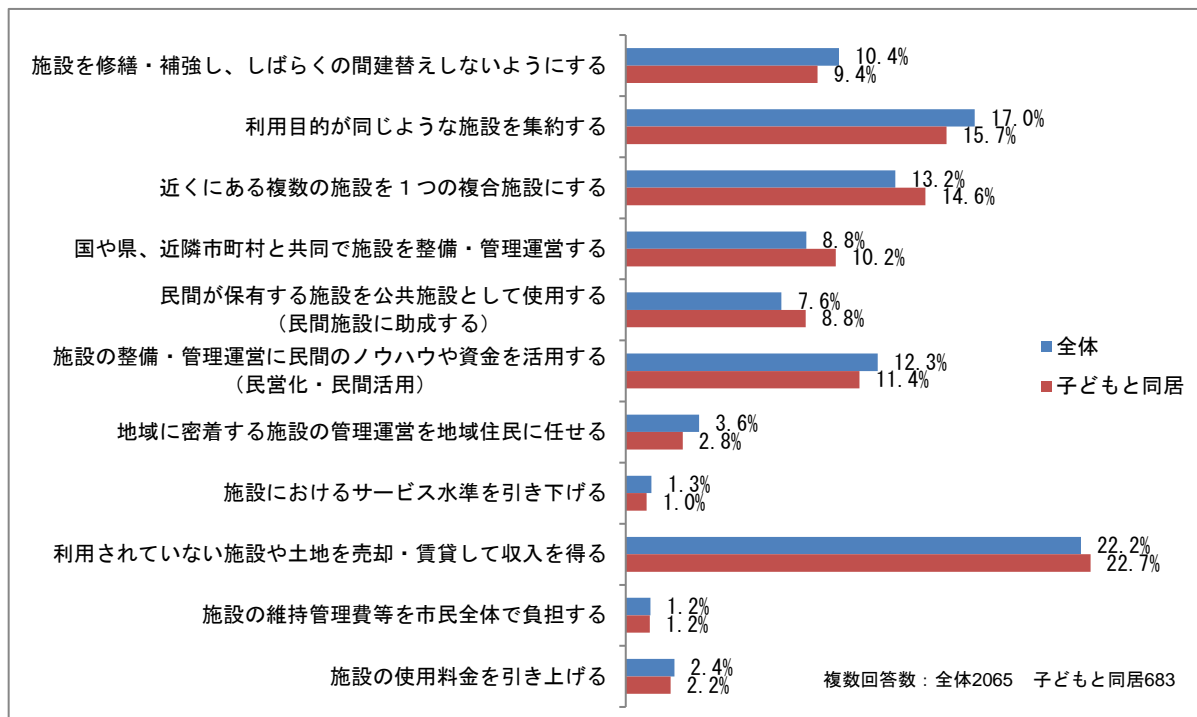
また、「劣る」の回答が多かったのは、「行政施設」(全体 6.0%、子どもと同居 6.9%)、「観光・交流施設」(全体 5.9%、子どもと同居 6.7%) ですが、「やや劣る」を含めると「行政施設」(全体 32.5%、子どもと同居 38.2%)、「観光・交流施設」(全体 31.5%、子どもと同居 38.1%) となります。



2 管理運営のあり方

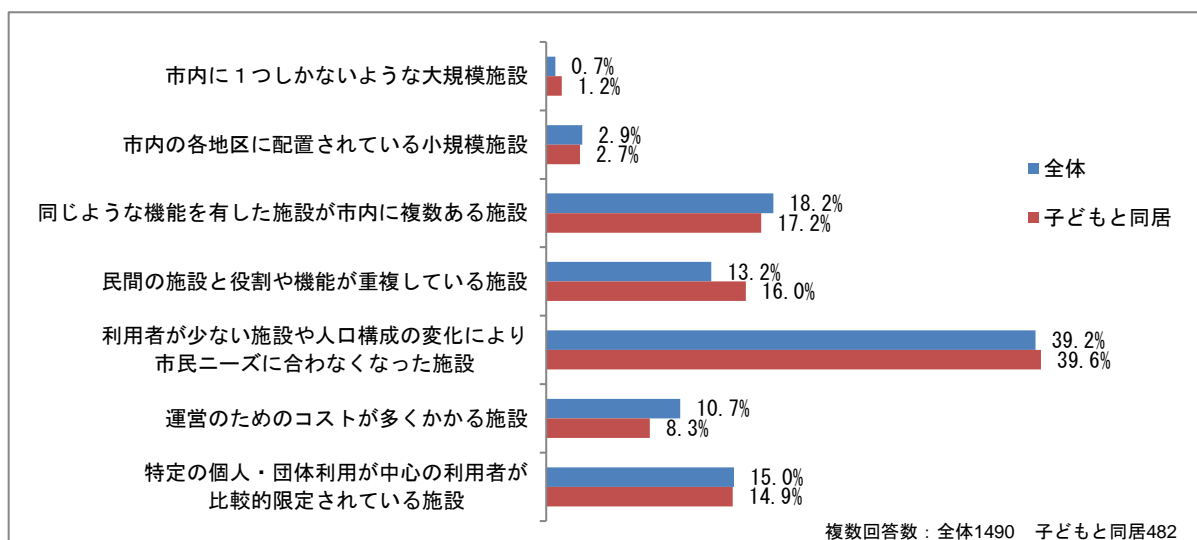
(1) 取組内容

今後取組むべき内容として「利用されていない施設や土地を売却・賃貸して収入を得る」(全体 22.2%、子どもと同居 22.7%)、「利用目的が同じような施設を集約する」(全体 17.0%、子どもと同居 15.7%)が高く、「施設の維持管理費等を市民全体で負担する」(全体、子どもと同居共に 1.2%)、「施設におけるサービス水準を引き下げる」(全体 1.3%、子どもと同居 1.0%)が低くなっています。



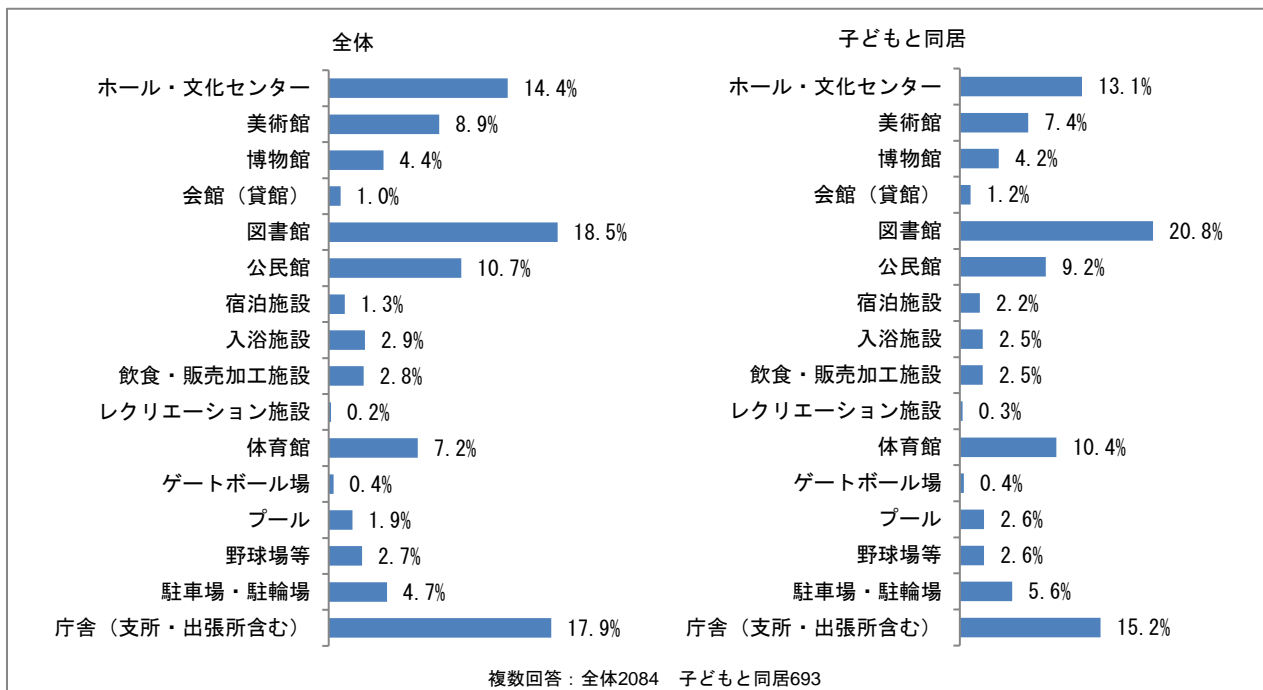
(2) 削減すべき施設

今後、公共施設を削減していく場合にどのような施設から削減すべきかについて、「利用者が少ない施設や人口構成の変化により市民ニーズに合わなくなった施設」(全体 39.2%、子どもと同居 39.6%)が最も高く、次いで「同じような機能を有した施設が市内に複数ある施設」(全体 18.2%、子どもと同居 17.2%)、「特定の個人・団体利用が中心の利用者が比較的限定されている施設」(全体 15.0%、子どもと同居 14.9%)が高い割合となっています。



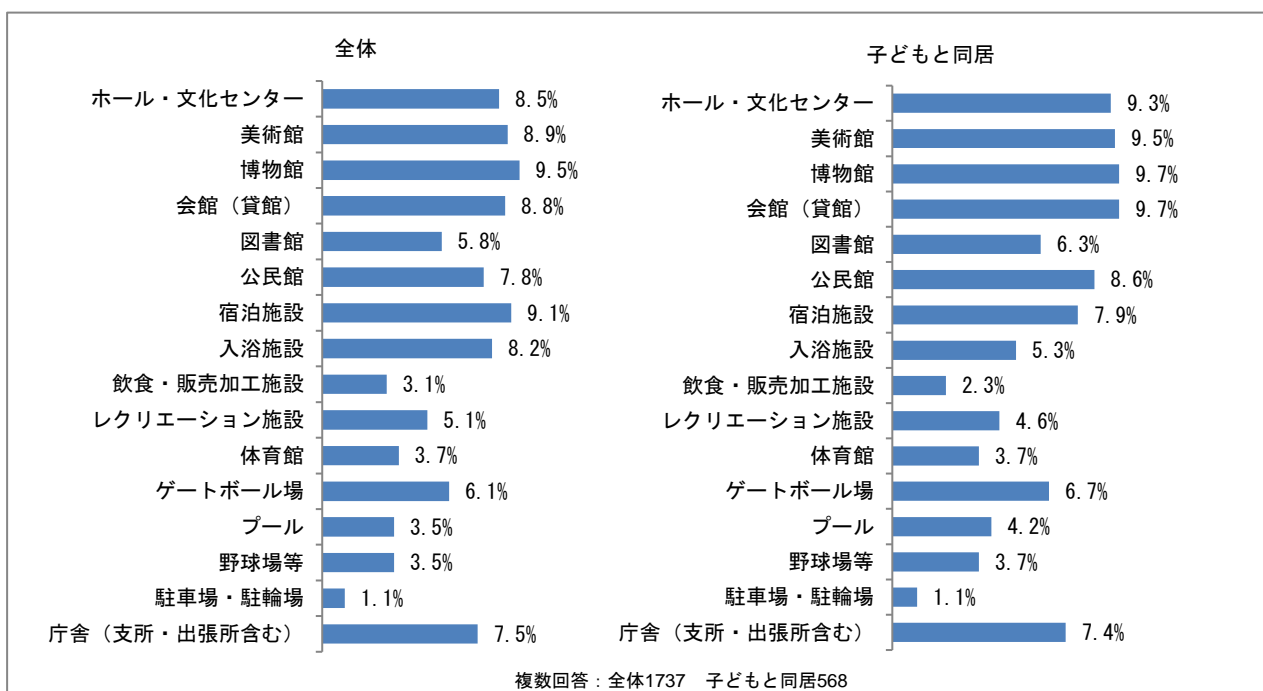
(3) 優先的に維持すべき施設（不特定の市民が利用する施設を対象）

優先的に維持すべき施設として「図書館」（全体 18.5%、子どもと同居 20.8%）、「庁舎（支所・出張所を含む）」（全体 17.9%、子どもと同居 15.2%）、「ホール・文化センター」（全体 14.4%、子どもと同居 13.1%）が高く、「レクリエーション施設」（全体 0.2%、子どもと同居 0.3%）、「ゲートボール場等」（全体、子どもと同居共に 0.4%）が低くなっています。



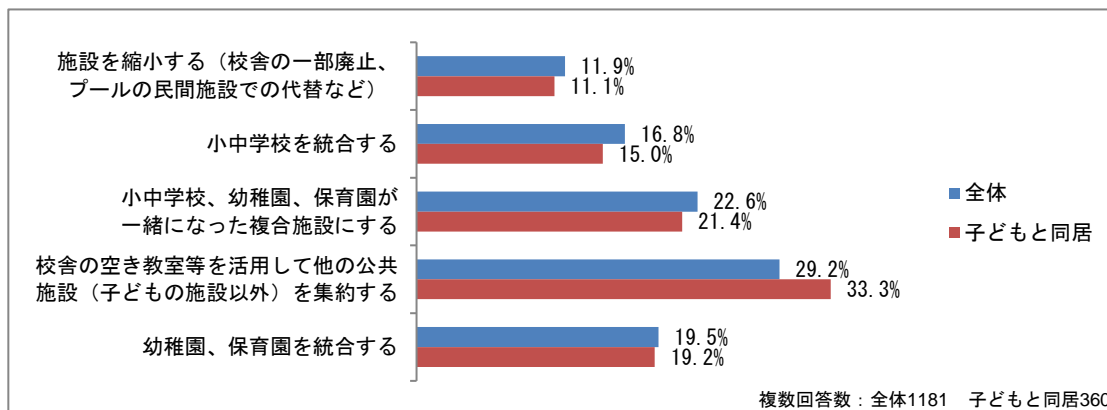
(4) 複合化、集約化すべき施設（不特定の市民が利用する施設を対象）

複合化、集約化をすべき施設として「博物館」（全体 9.5%、子どもと同居 9.7%）、「宿泊施設」（全体 9.1%、子どもと同居 7.9%）、「美術館」（全体 8.9%、子どもと同居 9.5%）が高く、「駐車場・駐輪場」（全体、子どもと同居共に 1.1%）、「飲食・販売加工施設」（全体 3.1%、子どもと同居 2.3%）が低くなっています。



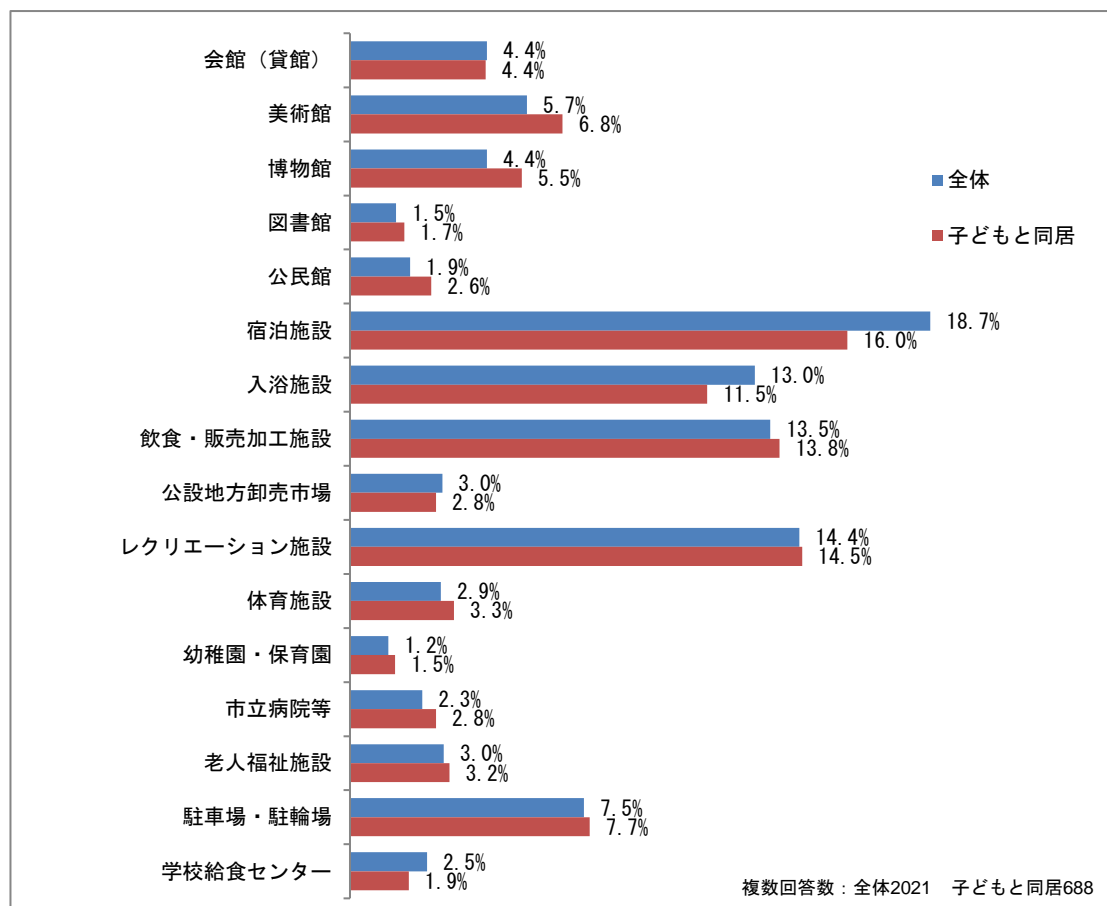
(5) 小中学校、幼稚園、保育園のあり方

将来の小中学校、幼稚園、保育園のあり方について最も高かったのは、「校舎の空き教室等を活用して他の公共施設（子どもの施設以外）を集約する」（全体 29.2%、子どもと同居 33.3%）、次いで「小中学校、幼稚園、保育園が一緒になった複合施設にする」（全体 22.6%、子どもと同居 21.4%）、「幼稚園、保育園を統合する」（全体 19.5%、子どもと同居 19.2%）の順となっています。



(6) 民営化がふさわしい施設（民営施設が存在する施設を対象）

施設の譲渡・売却を含めた民営化を図るのにふさわしい施設として最も高かったのは、「宿泊施設」（全体 18.7%、子どもと同居 16.0%）、次いで「レクリエーション施設」（全体 14.4%、子どもと同居 14.5%）、「飲食・販売加工施設」（全体 13.5%、子どもと同居 13.8%）の順であり、最も低いのは、「幼稚園・保育園」（全体 1.2%、子どもと同居 1.5%）、次いで「図書館」（全体 1.5%、子どもと同居 1.7%）です。



第3節 公共施設管理の課題

■ 人口減少への対応

- ・総人口は2015年以降減少に転じ、2015～2045年で35,000人減少することが、見込まれています。
- ・人口の減少による施設利用の低下を踏まえ、人口減少に対応した施設配置のあり方を検討する必要があります。
- ・具体的には、従来の35地区に分散して配置している施設を人口分布に応じて再編することや集約による利用の最適化を図ることが重要です。

■ 少子化への対応

- ・年少人口は2015～2045年で5,000人減少することが見込まれており、人口の減少による施設需要の変化に対応した施設配置のあり方を検討する必要があります。
- ・市民アンケートでは、小中学校、幼稚園、保育園のあり方について、「校舎の空き教室等を活用して他の公共施設（子どもの施設以外）を集約する」や「小中学校、幼稚園、保育園が一緒になった複合施設にする」等の割合が高くなっています。
- ・具体的には、児童・生徒数の減少によりゆとりのできた教室の他用途を含めた活用や子育て施設としての複合化等が必要です。

■ 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応

- ・築30年以上経過している施設が公共施設全体の55.2%（延床面積）に達しており、特に、学校施設、住宅施設の割合が高く老朽化が進んでいます。
- ・耐震性がない施設の割合は、文化・コミュニティ施設7.1%、住宅施設8.1%となっています。
- ・一般に、鉄筋コンクリート造の建物の場合、築30年程度で大規模改修が、築60年程度で更新（建替）が必要になるといわれていることから、今後、大規模改修や耐震化により、安全確保や耐久性向上を図っていく必要があります。

■ 施設立地の最適化

- ・現状の施設立地状況をみると、延床面積、住民一人当たりの面積ともに市街地北部圏域や梓川流域圏域が多く、施設配置が偏っています。
- ・今後は、人口分布に対応して住民一人当たりの面積を平準化し、地域バランスに配慮した立地の最適化を図る必要があります。

■ 施設サービスの適正化・効率化

- ・ 今後は、市民ニーズを踏まえ、更新時における施設の集約化を行い、施設サービスの適正化を図る必要があります。
- ・ 運営時間の延長や提供事業内容の改善・拡充など、民間ノウハウの活用等を含めた事業運営の効率化とサービス水準の向上に向けた取組みを図っていくことも重要です。

■ 計画的・戦略的な施設の運営

- ・ 市民アンケートでは、今後の管理運営の取組みとして、「利用されていない施設や土地を売却・賃貸して収入を得る」や「利用目的が同じような施設を集約する」等の割合が高くなっています。
- ・ 直営、委託、指定管理、貸付等の現在の運営形態の見直しを行い、役割を終えた施設の貸付、処分や集約化を図ることが必要です。
- ・ さらに、施設の民営化を含め、利用需要に対する運営の多様化を図り、今後の施設の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的・戦略的なマネジメントに取り組み必要があります。

■ 効果的で効率的な施設の管理

- ・ 改修・更新のやり方を従来どおり続けていくだけでは、改修・更新にかかる経費は莫大になり、財政状況や行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・ 現在の投資額以上のコストを要することが予想される中、総合的な視点で優先順位を付け、「選択と集中」により限られた資源を効果的に活用することが必要です。
- ・ 各施設の使用年数を設定し、経過時（更新時）における対応（建替え、複合・集約化、廃止・除却等）を明確にすることも必要です。

■ 全庁的なデータ管理体制の構築と開示による官民協働・連携

- ・ 減価償却費や人件費等を含めた施設の維持管理に関するコストに加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析する必要があり、施設のデータベース化を含めたデータの一元管理や部局横断的な体制整備などを含めて全庁的なデータの整理・収集、管理体制を整備することが必要です。
- ・ マネジメントを行う上では、施設の実態に関する問題意識や情報を市民と共有しながら推進することが重要ですが、市民アンケートによれば、「松本市公共施設等総合管理計画」について、8割以上が「知らなかった」と回答しています。そのため、施設にかかるコストや利用の実態に関するデータの分析評価の結果をわかりやすく開示し、市民との協働や民間事業者等との連携により施設の改善策やあり方を検討していくことが求められています。

再配置の基本方針

第1節 再配置の理念と基本原則

- 1 理念
- 2 基本原則

第2節 保有施設量と施設誘導

- 1 保有施設量
- 2 施設誘導
 - (1) 誘導手法
 - (2) 誘導イメージ
 - (3) 誘導モデル（交流空間）

第3節 取組方針

- 1 複合・集約化の方針
- 2 施設運営・管理の方針
- 3 改修・更新の方針

第1節 再配置の理念と基本原則

1 理念

従来の公共施設は、各行政分野の機能（単一機能）毎に整備・配置を行ってきた施設が多く、利用者は目的によって複数の施設を利用しなければなりません。

近年、利便性の高い複合施設として整備をした公共施設もありますが、単一目的の施設が分散配置していて、施設によっては、特定の団体による利用が多く、個人を含めた市民の誰もがいつでも気軽に利用できるような共有空間が設置されている施設は少ない状況です。

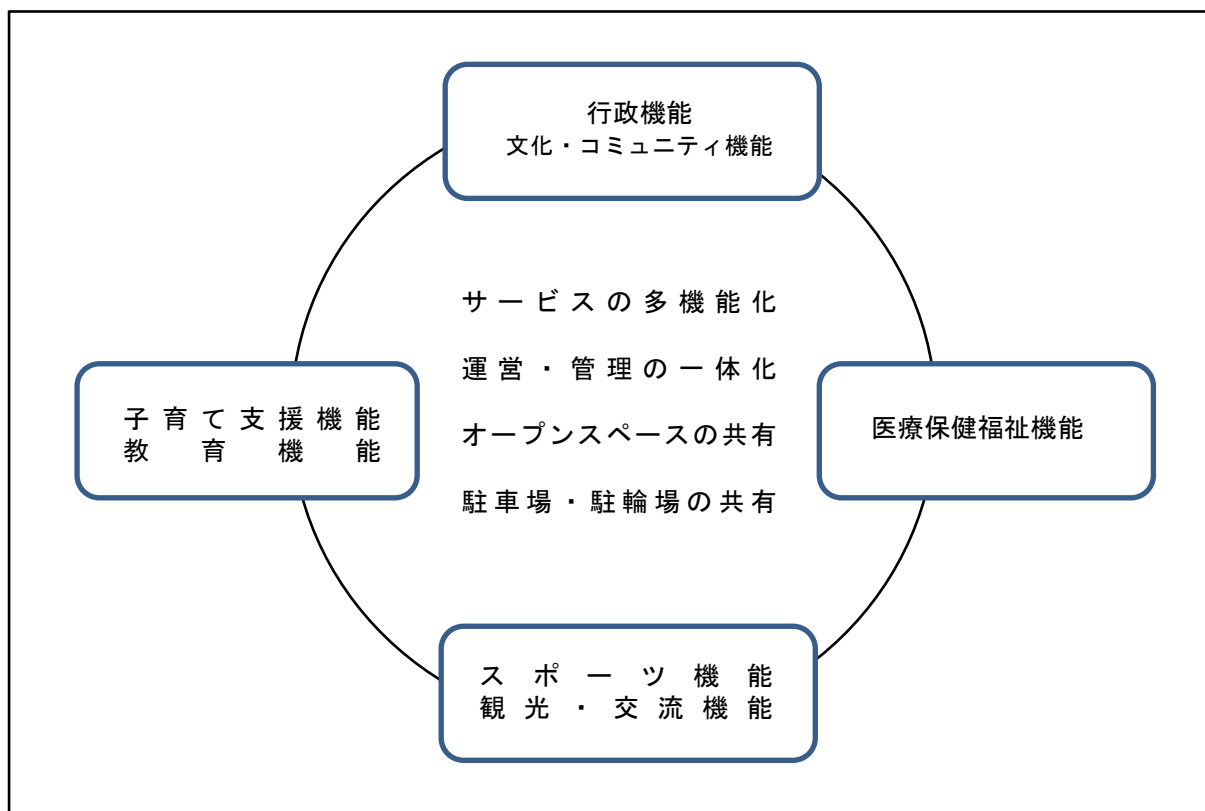
松本市総合計画（第10次基本計画）では、「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像として掲げ、「健康」を「より良い状態に保つこと」と位置付け、「人」、「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、「教育・文化」の6つの領域によるバランスのとれたまちづくりを進めています。

また、「松本市行政経営指針 2020」においても、戦略的な公共施設マネジメントを取組目標とし、施設の統廃合・集約化等による総量削減に取り組むとともに、単に施設の縮小・再編ではなく、地域の特性を考慮した未来のまちづくりにつなげる取組みと位置付けています。

本計画では、市民が利用しやすく、また、利用しなくなる施設の最適な配置を図っていくため、分散しているサービス機能を同じ建物内に複合化（複合施設）することや、同じ敷地・隣接地に集約化（併設施設）することにより、サービスが多機能化しつつも運営・管理が一体化され、施設全体が共有するオープンスペースや駐車場等のある交流空間の創出によるまちづくりを進めます。

集いの場、交流空間の創出によるまちづくり

交流空間のイメージ



2 基本原則

公共施設管理の課題及び「松本市公共施設等総合管理計画」における基本方針、本計画の理念を踏まえ、公共施設再配置における基本原則を、以下に掲げます。

公共施設管理の課題	公共施設等総合管理計画の基本方針
<ul style="list-style-type: none">■ 人口減少への対応■ 少子化への対応■ 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応■ 施設立地の最適化■ 施設サービスの適正化・効率化■ 計画的・戦略的な施設の運営■ 効果的で効率的な施設の管理■ 全庁的なデータ管理体制の構築と開示による官民協働・連携	<p>基本方針1 量から質へ（高品質なサービスへ）</p> <ul style="list-style-type: none">ア 施設情報の一元化イ 質の見直しウ 環境への配慮 <p>基本方針2 既存施設の最適化（施設の有効活用）</p> <ul style="list-style-type: none">ア 保有資産の有効活用イ 施設の長寿命化 長寿命化の目標設定、劣化状況の把握 <p>基本方針3 総量規制・総量削減</p> <ul style="list-style-type: none">ア 保有総量の最適化イ 量の見直しウ 施設等の集約化（複合化・統合）エ 規模の適正化 <p>基本方針4 民間活力の導入</p> <ul style="list-style-type: none">ア 指定管理者制度の更なる活用イ 民間資金の活用

公共施設再配置の基本原則

【原則1】 聖域なき施設保有量の最適化

従来の枠にとらわれない、類似施設や周辺施設の複合・集約化や大規模改修・更新（建替）時の用途見直しによる複合・集約化を進め、施設保有数の縮減と施設類型別の最適な保有量を設定し、同じ用途の既存面積を超えない更新（建替）により規模の適正化を図る。

【原則2】 人口分布と利用状況に応じた施設配置の最適化

立地適正化計画による将来的なまちづくりと一体化した施設配置を検討し、近隣施設の複合・集約化や合併地域における生活拠点への複合・集約化を図り、人口分布と利用状況に応じた利用圏域を踏まえつつ、住民一人当たり面積の適正化と施設配置の最適化を図る。

【原則3】 民営化を基本とした施設の運営管理の見直し

民間にできることは民間にゆだねることを基本とし、現在の運営形態（直営、委託、指定管理、貸付等）の見直しを行い、民間のノウハウを活用した行政サービスの向上を図る。

また、施設更新（建替）に当たっては、PFIの活用を検討する。

【原則4】 適正な更新と大規模改修による施設の長寿命化

サービス提供の必要性や施設の老朽化状況を踏まえ、各施設の使用年数に応じた適正な維持管理、更新（建替、集約、解体等）を行うとともに、大規模改修による施設の長寿命化を図る。

第2節 保有施設量と施設誘導

1 保有施設量

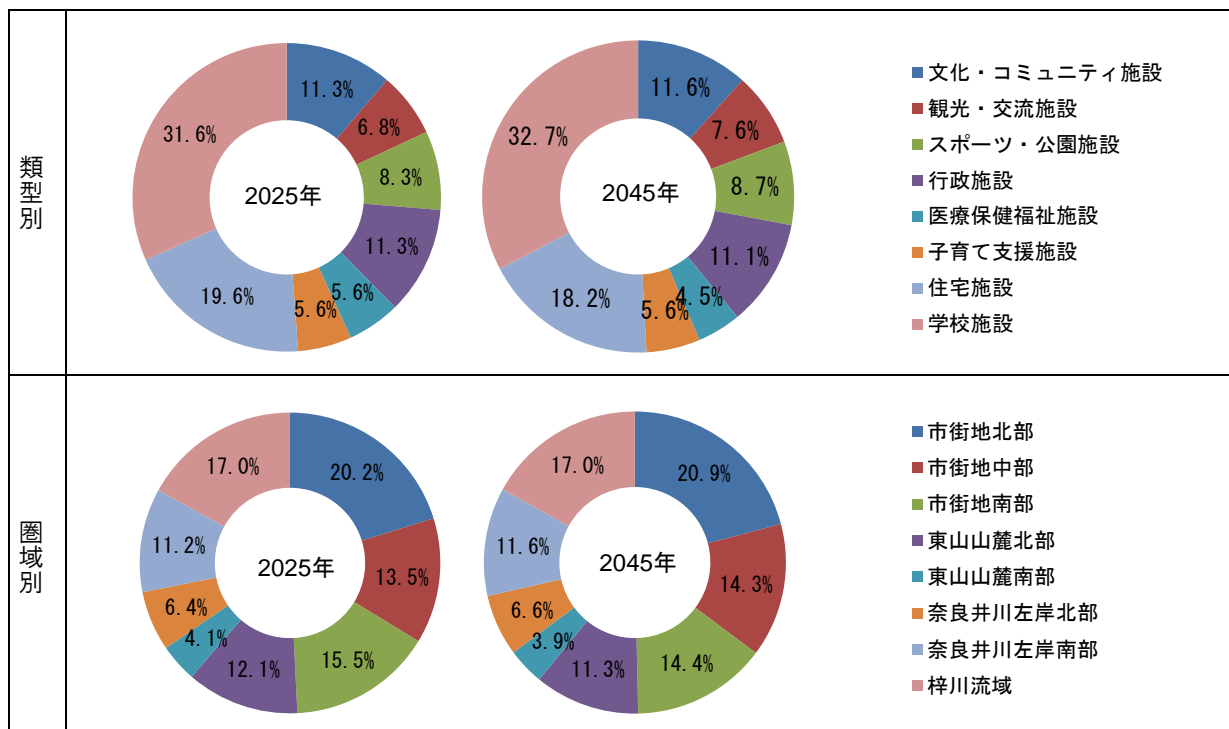
「松本市公共施設等総合管理計画」における施設総量 20%削減の方針を踏まえ、適正な類型別施設保有量及び圏域別施設保有量の目標を以下のとおりとします。

施設保有目標量

	大類型名	施設数	考え方	2025年	2045年
類型別	文化・コミュニティ施設	82	人口減少と利用需要に応じた最適化	97%	89%
	観光・交流施設	71	市民意識と利用需要に応じた最適化	79%	79%
	スポーツ・公園施設	68	人口減少と利用需要に応じた最適化	94%	87%
	行政施設	141	人口減少と地域施設譲渡による最適化	74%	64%
	医療保健福祉施設	92	人口減少と利用需要に応じた最適化	88%	63%
	子育て支援施設	88	少子化と利用需要に応じた最適化	98%	86%
	住宅施設	103	入居需要に応じた最適化	88%	73%
	学校施設	53	児童・生徒数に応じた最適化	97%	89%
	施設全体	698		90%	80%
圏域別	市街地北部	108	人口動向と機能誘導に配慮した最適化	93%	86%
	市街地中部	66	人口分布と機能誘導に配慮した最適化	97%	91%
	市街地南部	43	人口分布と配置バランスに配慮した最適化	94%	78%
	東山山麓北部	142	人口動向と分散立地に対応した最適化	78%	64%
	東山山麓南部	43	人口動向と分散立地に対応した最適化	88%	75%
	奈良井川左岸北部	45	人口分布と分散立地に対応した最適化	93%	85%
	奈良井川左岸南部	49	人口分布と分散立地に対応した最適化	89%	82%
	梓川流域	202	分散立地と機能誘導に配慮した最適化	86%	76%
	施設全体	698		90%	80%

※2016年（公共施設等総合管理計画策定時）の施設量を100%とした場合の保有目標量

類型別・圏域別延床面積割合



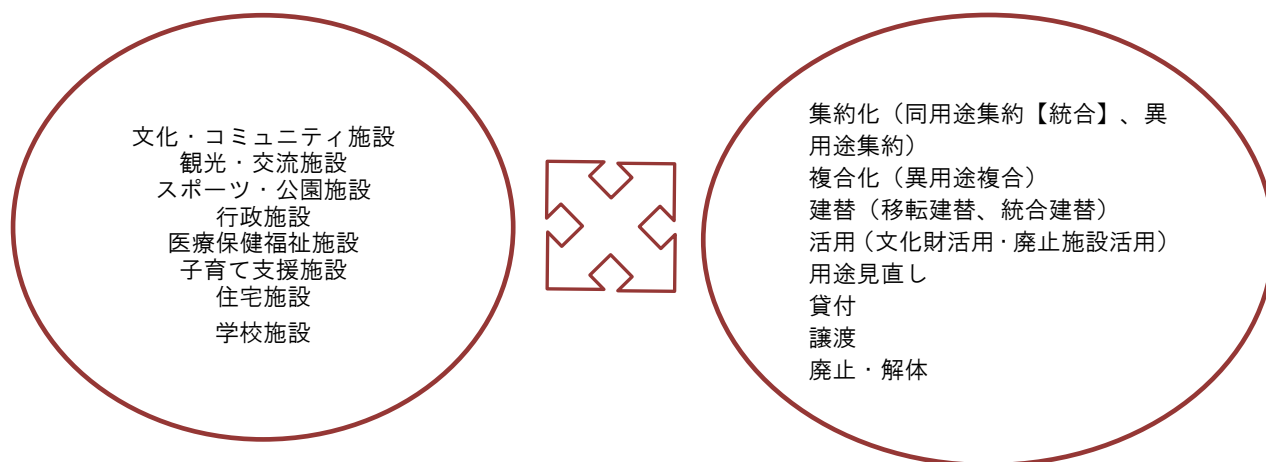
2 施設誘導

本計画では、機能誘導（利用目的からの誘導）と立地誘導（人口動向、施設配置状況からの誘導）の観点から施設保有量及び施設配置の最適化を図るため、誘導手法、誘導イメージ、誘導モデル（交流空間）を設定します。

（１）誘導手法

利用目的が同じような施設は、将来の人口減少や各施設の利用需要、市民意識などを踏まえ、以下の手法により機能誘導を行い、保有量を最適化します。

誘導手法(機能誘導)



（２）誘導イメージ

本計画では、主として立地適正化計画で誘導の対象となっていない公民館や保育園、学校など市民に身近な施設を中心に、当面は、35地区の基盤を維持しつつ、圏域内の人口動向や施設の配置状況を踏まえた、次に示す誘導イメージにより立地誘導を行うことで、施設配置の最適化を図ります。

誘導イメージ(立地誘導)

圏域	誘導イメージ			
市街地北部	城北市街地	中心市街地		
市街地中部	田川・鎌田	松南	庄内	
市街地南部	芳川	寿	寿台・松原	
東山山麓北部	四賀	岡田・本郷		
東山山麓南部	里山辺・入山辺	中山・内田		
奈良井川左岸北部	島内	島立・新村		
奈良井川左岸南部	和田	神林・笹賀	今井	
梓川流域	梓川	波田	安曇	奈川

（３）誘導モデル（交流空間）

従来の身近な施設の配置は、各地区単位に公民館、福祉ひろばを設置するなかで、同じ建物への複合化や他の施設の同じ敷地への併設化を進めてきました。

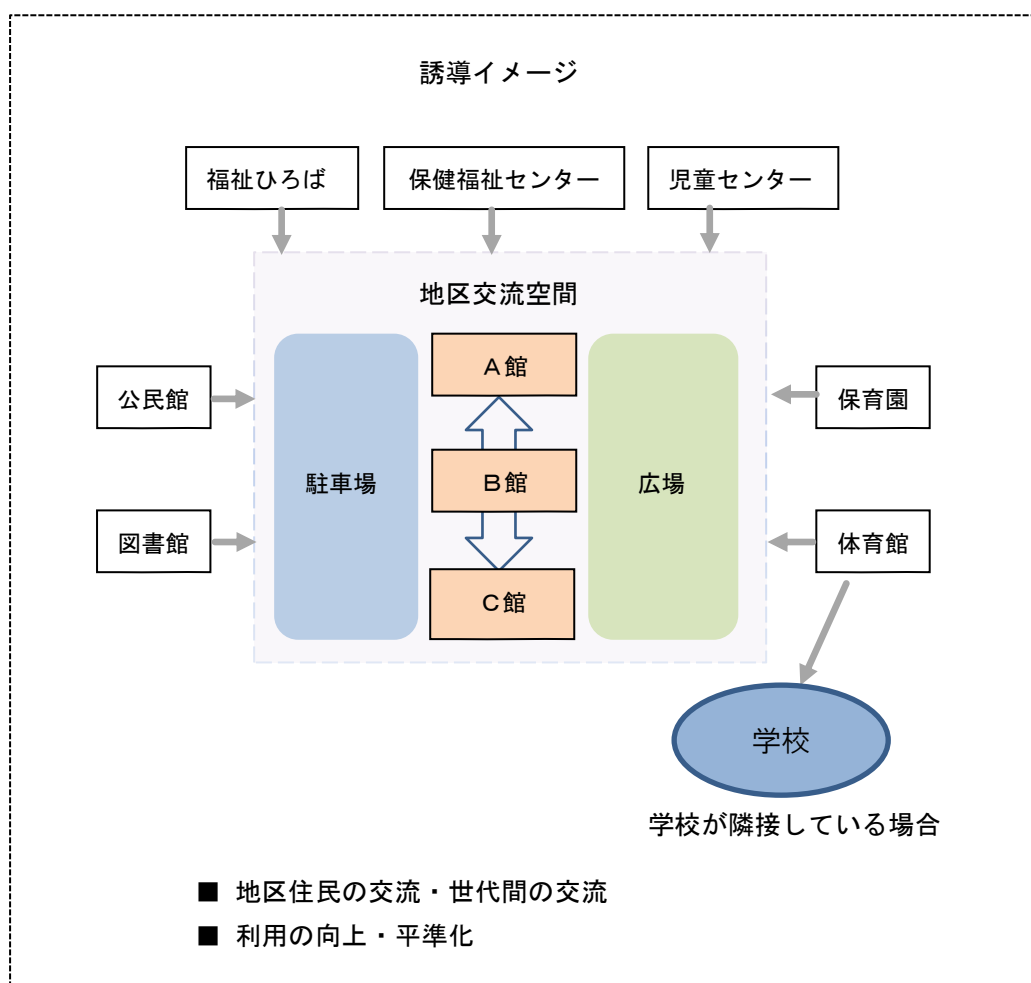
本計画では、このような配置形態がより集積された、誘導イメージの中核となるエリアを交流空間（施設誘導の基本となるモデル）と位置付け、立地環境により、地区交流空間と地域交流空間の創出を図るものとします。

地区交流空間は、地域コミュニティ活動の中心となる身近な施設の集合体であり、地域交流空間は都市機能誘導区域内に立地し、地区交流空間の機能に加え、他の圏域の市民や市外から訪れる人々が立ち寄りたくなる施設の集合体です。（次ページモデル参照）

地区交流空間モデル

地区交流空間に設置される施設は、従来整備してきた公民館、図書館、体育館及び子育て支援センターといった単一機能のサービスを提供する施設（ハコモノ）ではなく、多様なサービスが一つの空間で提供され、共有された敷地内にあって、広場や駐車場などが一体的に配置され、住民が交流し、気兼ねなく訪れることができる空間を備えた施設です。

地区交流空間に配置される機能は、各地区の状況によってさまざまなパターンが想定されますが、分散している複数の単一機能施設を機能誘導（移転）により複合化（複合施設）し、立地誘導により集約化（併設施設）することで、従前の施設を合計した規模よりコンパクトになり、ひとつの場所でさまざまなサービスが提供されます。市民が利用しやすく、子どもからお年寄りまで交流ができ、地区の活性化につながるような空間とします。

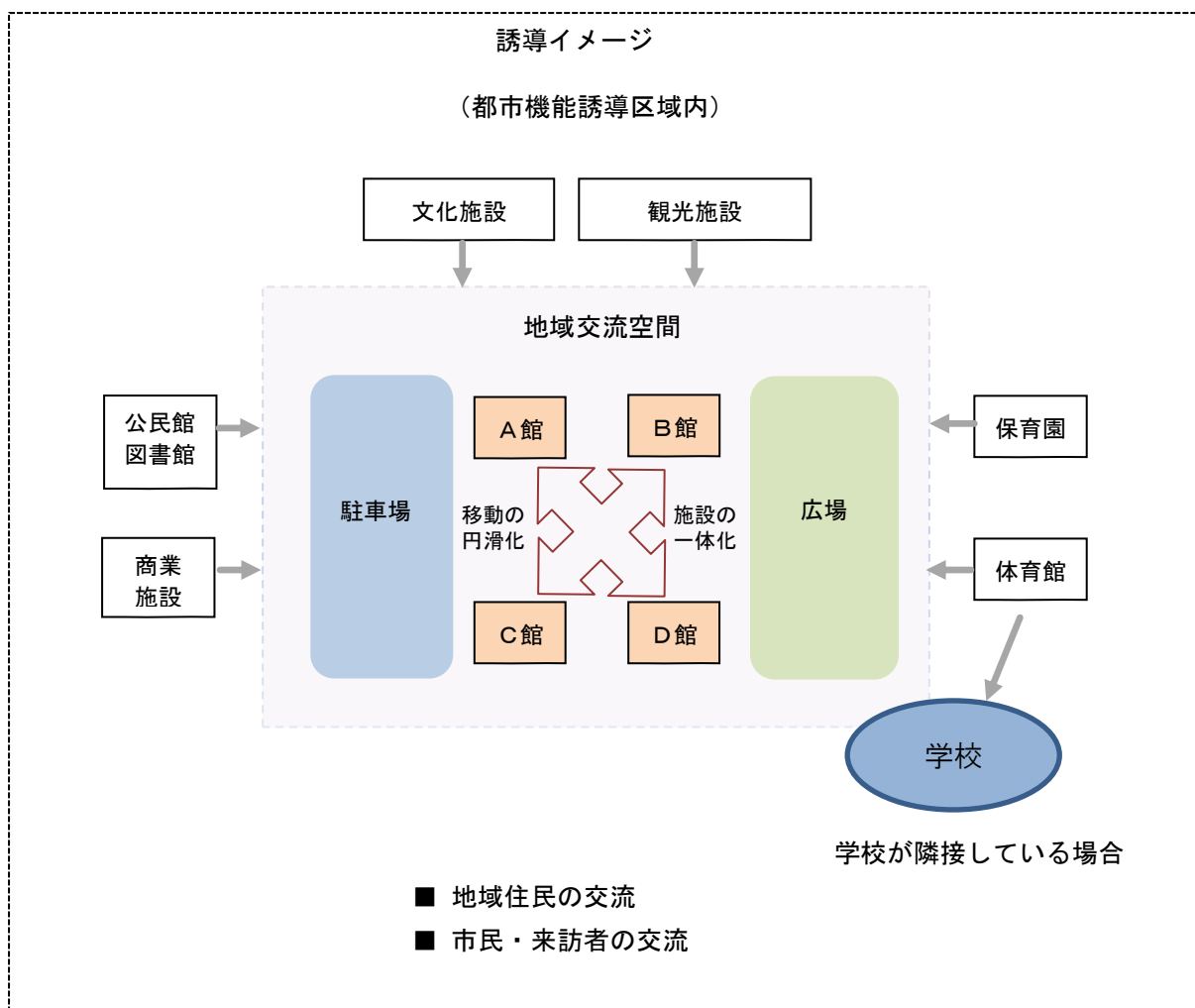


サービス機能	A 館：窓口サービス機能・保健福祉機能・集会機能 B 館：生涯学習機能・子育て支援機能 C 館：スポーツ機能・図書館機能
手法と効果	学校体育館・地区体育館の統合（地域に開かれたスポーツ空間の創出） 集会施設・福祉ひろばの空間共有（昼夜間利用偏在の解消） 校舎・子育て支援施設・保健福祉施設の複合（全ての世代が過ごす空間の創出）

地域交流空間モデル

地域交流空間の機能は、地区交流空間の機能に加え、文化機能、観光機能、商業機能、地域のインフォメーション機能などが備わり、センター内での移動が円滑になる歩行通路や各施設の利用の一体化が図られたエリアです。

地域交流空間に配置される多機能は、誘導対象施設の状況によってさまざまなパターンが想定されます。特に鉄道やバスなどの公共交通による利用が可能な立地を条件とします。



サービス機能	A館：窓口サービス機能・保健福祉機能・集会機能・スポーツ機能 B館：生涯学習機能・図書館機能・子育て支援機能 C館：文化機能・商業機能 D館：観光機能・インフォメーション機能
手法と効果	学校体育館・地区体育館の統合（地域に開かれたスポーツ空間の創出） 集会施設・福祉ひろばの空間共有（昼夜間利用偏在の解消） 校舎・子育て支援施設・保健福祉施設の複合（全ての世代が過ごす空間の創出） 文化施設・民間施設の立地誘導（市民が誇りを持てる空間の創出）

第3節 取組方針

1 複合・集約化の方針

(1) 類似施設の集約化

利用目的が同じような施設は、各施設の利用状況や立地状況を踏まえ、大規模改修・更新時に集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

(2) 近隣施設の複合・集約化

立地が近接する施設は、施設の老朽化や利便性を考慮しつつ複合・集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

(3) 拠点への複合・集約化

身近な施設が集積している場所（誘導イメージ）への立地誘導を進め、施設数、保有量を適正化します。また、人口動向に応じて「松本市立地適正化計画」の都市機能誘導区域における都市中心拠点・地域拠点へ複合・集約化も進めていきます。

(4) 大規模施設への集約化

老朽化が進む小規模な施設や利用対象が同じ施設は、大規模な行政施設への集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

2 施設運営・管理の方針

(1) 委託

直営施設は、施設の運営、建物の維持管理に係る業務の一部について、委託による運営・管理を進め、施設サービスの充実や経費削減を図ります。

(2) 指定管理

直営施設や委託により運営・管理する施設は、指定管理者制度を導入し、施設サービスの効率化や経費削減を図ります。

(3) 貸付

委託や指定管理者制度により運営・管理する施設で、同じ用途の民営施設が立地する施設は、貸付による運営・管理を進め、施設サービスの民営化による経費削減を図ります。

(4) 譲渡（移管）

指定管理者制度や貸付により運営・管理し、同じ用途の民営施設が立地する施設は、適正な施設サービスの維持を前提とした施設譲渡による民営化を進めます。

3 改修・更新の方針

(1) 長寿命化を図るべき施設

大規模改修により長寿命化を図るべき施設は、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）・鉄筋コンクリート造（RC）及び重量鉄骨造（S）で著しく老朽化していない施設とします。

利用を休止している施設や小規模施設、軽量鉄骨造（LS）・プレハブ造（P）、木造（W）は、基本的に長寿命化対象外とします。

(2) 使用年数

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的または機能的な観点から建替えや解体することがあります。また、建築物は多くの部位・設備機器によって構成され、その耐用年数はそれぞれ異なりますが、年数が最長である構造躯体の耐用年数が建築物の目標使用年数となります。

目標使用年数は「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とし、構造別に次のように設定します。

長寿命化対象・目標使用年数の設定

構造種別	長寿命化	大規模改修	使用年数	設定根拠	備考
SRC RC	対象	40年目	80年	普通品質の上限値を採用	
	対象外	—	50年	普通品質の下限値を採用	
S	対象	40年目	80年	普通品質の上限値を採用	
	対象外	—	50年	普通品質の下限値を採用	
LS、P	対象外	—	40年	軽量鉄骨の代表値を採用	
PC	対象外	—	50年	ブロック造の下限値を採用	簡易耐火住宅
W	対象外	—	40年	住宅・事務所・病院の代表値を採用	

※SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：重量鉄骨造 LS：軽量鉄骨造
P：プレハブ造 PC：プレキャストコンクリート造 W：木造



建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

	級	SRC RC		S			ブロック造 れんが造	木造
		高品質の 場合	普通品質の 場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
				高品質の 場合	普通品質の 場合			
学校・官庁	級	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y60以上
	代表値	100年	60年	100年	60年	40年	60年	60年
	範囲	80～120年	50～80年	80～120年	50～80年	30～50年	50～80年	50～80年
住宅・事務所・病院	級	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y40以上
	代表値	100年	60年	100年	60年	40年	60年	40年
	範囲	80～120年	50～80年	80～120年	50～80年	30～50年	50～80年	30～50年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

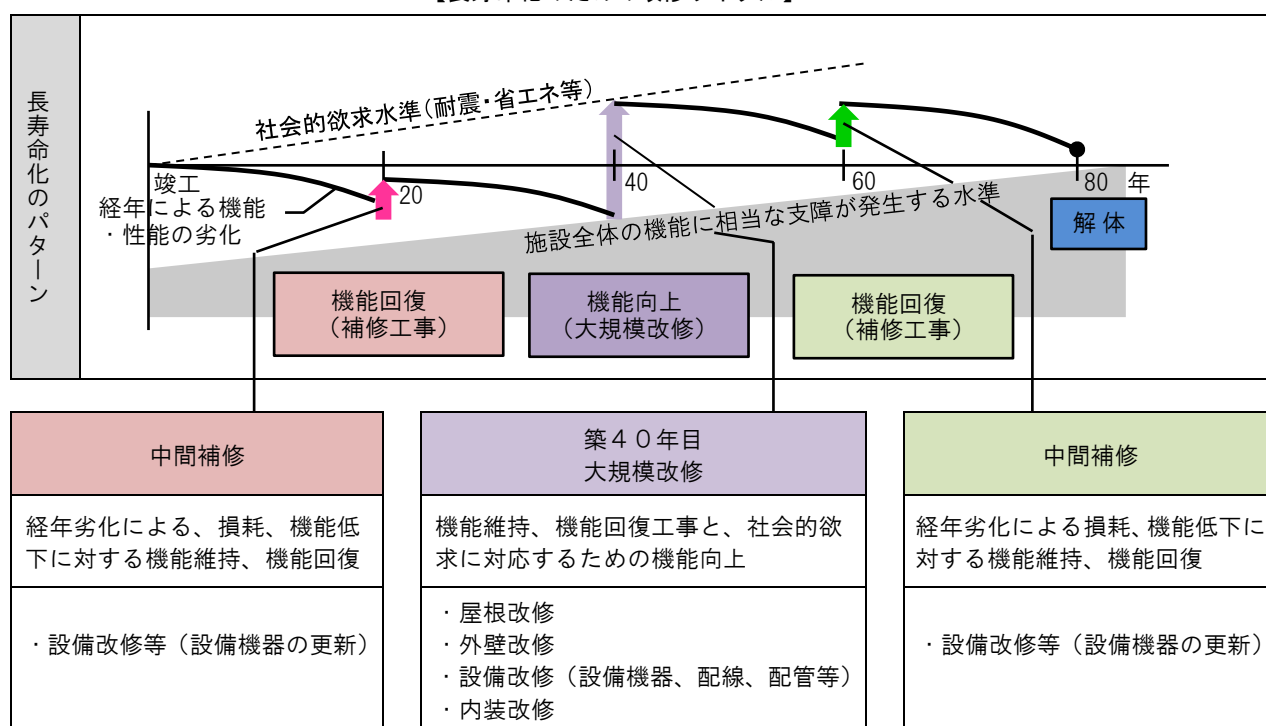
(3) 改修の方針

長寿命化対象施設は、施設の機能や利用状況などの特性に応じて、適切な周期で改修を行い、施設機能の維持向上と長寿命化を図り、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで使用することとします。その際は、築40年目（目標使用年数の中間年）には機能維持・回復のための工事に加えて、省エネ性能や市民サービスの向上などの社会的欲求の高まりへ対応するため、内装改修も含んだ大規模改修を実施します。

また、大規模改修及び解体までの間に、経年劣化による消耗や機能低下に対する機能維持・回復のための補修工事を必要に応じて実施します。

長寿命化対象外施設は、施設の使用期間中は安全性・機能性に著しい不具合が発生した場合や、経過年数等に応じて施設点検を実施し、同様の不具合が確認された場合に修繕を行うなど、経常修繕による対応を行います。

【長寿命化のための改修サイクル】



(4) 更新時の方針

保有する施設については、利用圏域や施設規模等からみた施設更新時の方針は、以下のとおりとします。

更新時の方針

施設内容	方針
市を代表する施設	周辺施設の集約化を図りつつ、建替えを行う。
延床面積や敷地規模の大きい施設(学校等)	人口動向・利用状況に配慮しつつ、規模の拡大を抑えた建替えを行う。
地区単位に設置されている施設(公民館等)	人口動向・利用状況に配慮しつつ、類似施設等の複合・集約化による施設数・規模の縮小を図る建替えを行う。
小規模施設	人口動向・利用状況に配慮しつつ、同規模程度の建替えを行う。